

「第3回高知県南海地震条例づくり検討会」

日 時 平成 18 年 7 月 24 日 (月)

出席者 高知県南海地震条例づくり検討会：

岡村眞会長、青木宏治副会長、武市幸子委員、土居清彦委員、

半田雅典委員、久松朋水委員、多賀谷宏三委員、上田瀧雄副会長

事務局：高知県危機管理課

(司会)

お待たせをしました。多賀谷先生お待ちしておりました。5 条の 2 項で、過半数以上が出席しなければ議事を開くことができないということになってございますので、お待ちをしておりました。

お待たせをしました。ただ今から第 3 回高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきますと思います。

本日はお忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。お手元に資料をあらかじめ送付させていただいた資料を含めまして、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、右肩に資料の 1 と書いたものから、資料 8 までございます。このうちナンバー 4、資料 4 とナンバー 5、資料 5 は、A3 サイズのものになっていますので、あとは全部 A4 サイズで 1 から 8 までございますでしょうか。抜けていましたらご連絡いただければと思います。

それでは会議に移らせていただきます。本日欠席は 4 名の委員から欠席の連絡をいただいております。土居委員につきましては 1 時間ほど遅れられるということでございます。現在 7 名のご出席でございますので、検討委員設置要綱の 5 条 2 項によりまして本検討会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

では、早速議事に入りたいと思います。議事につきましては設置要綱 5 条で会長が議長となることになってございますので、進行を岡村会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(岡村会長)

それでは、私のほうで司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日はお手元の議事次第に従って会を進めさせていただきますけれども、議題が大変、多くて検討課題も全部終われないとは、今日は具体的な検討に入りますので、一応、会議が 17 時まで予定をしております。大変、長時間になりますけれども途中、適宜、休憩を入れながら進めさせていただきますと思います。

まずは議題のア、南海地震対策における条例の位置付けでございます。

前回の第 2 回の検討委員会で、法律の専門家の立場から青木委員に、条例の意義とか効果、あるいは限界などについてお話をいただきました。また事務局からは、高知県の南海地震対策における条例の位置付けについて説明がございました。具体的に今日の、本日の

検討会から条例に盛り込むテーマについて議論をしていきます。もう一度、南海地震条例にはどういった内容のものを定めるかといったことをお互い確認をいたして、まず一つに南海地震条例と密接に関係します地域防災計画について、その法的な位置付け、課題、概要などを理解した上で、次のテーマの議題にいったはどうかと考えております。再度、内容を確認するという意味で本日の議題とさせていただきます。それでは事務局のほうから、ア、南海地震対策における条例の位置付けについてということで説明をお願いをいたしたいと思います。資料の1、2、3、を通してお願いします。

(事務局)

それでは資料1をご覧ください。前回の検討会では、災害対策基本法に基づいて策定をします地域防災計画が高知県における防災対策の基本となる計画であり、この計画に基づいて南海地震対策が進められているということをご説明させていただきました。この地域防災計画をより所に自助、共助、公助がそれぞれの役割を認識して主体的な取り組みを進めていくといったことが理想ですが、現実には、地域防災計画は行政や防災機関などの公助が自らの取り組みとして必要と位置付ける対策が中心となっており、自助、共助については計画の中に盛り込まれてはいますが、公助の立場からその役割を考えておりますので、自助や共助への働きかけが弱かったり、期待するところが伝わりにくいといった面がございます。

行政や防災関係機関主導による取り組みでは、大きな減災効果は期待できませんので、自助、共助の役割や責任を明確にして自助、公助、共助が互いの役割を十分に認識して取り組んでいくことが必要になりますが、特に自助、共助における法規範が希薄なため県全体での取り組みに広がっていないといった課題もございます。こうした課題については、地域防災計画を充実させるだけでは解決することが困難ですので、高知県の実情を反映させた独自の法規範となる約束事、つまり南海地震条例をつくる必要があると考えています。

表の中央に記載をしておりますが、地域防災計画はその性格上、自助や共助といったものより公助が中心となっております。反対に、南海地震条例では、地域防災計画を充実させるだけではその役割や責任を明確にすることが困難な自助、共助が中心になると考えております。そして、条例の中には県民の皆さまの生命にかかわることや、県、県民、事業者などとの役割分担や連携に関すること、県民の皆さま、事業者などに役割や理解を求めるもの、県民の皆さま、事業者などに守っていただきたいこと、の四つの点から考えて大切なことが盛り込まれるべきだと考えております。これは前回の検討会でもご説明をさせていただいたところです。このように、公助が中心となる地域防災計画に、自助、共助が中心となる南海地震条例が加わり、相互に補完することによって、行政、県民、自主防災組織、事業者などの役割を明確化し、各主体が連携をしながら主体的な取り組みを促進することで、南海地震から県民の生命や身体、財産を守ることができるというふうに考えております。そうしたことから、地域防災計画は南海地震条例に密接に関連をしますので、その概要につきましては担当者のほうからご説明をさせていただきます。

では引き続きまして説明をさせていただきます。説明のほうは資料ナンバー2と3のほうを使わせていただきます。まず、資料ナンバー2ですが、こちらは南海地震対策に係る

法体系と南海地震条例との関係を表した概略のイメージ図になります。現在の法体系であるとかその法律に基づいた計画というとな非常に多種多様になっておりまして、関係図を表すということは非常に難しいんですが、若干その正確性は欠けるところがあるかと思いますが、そのイメージということをつかんでいただければと思います。

この資料2ですが、すべての基本というのは災害対策基本法、これがすべての基本になります。そして東南海・南海地震対策特別措置法というのがあります、これが東南海・南海地震これを専門に扱った法律になります。これに基づきまして、中央防災会議、これは内閣総理大臣を長とする我が国の防災組織のトップになるんですけども、こちらのほうで防災基本計画そして東南海・南海地震に関する対策大綱、これは予防、応急、復旧・復興までのマスタープランになりますけども、そういった大綱を作成しております。これに基づきまして、それぞれの指定行政機関であるとか指定公共機関が防災業務計画を策定しまして、これを受けた形で高知県防災会議、これは知事を長とする高知県の防災組織のトップになります。こちらのほうで高知県地域防災計画というものをつくっているという関係になっております。それに基づきまして公助のほうで防災会議を構成委員のほうではそれぞれの対策を進めている。そしてこの地域防災計画のほうにも自助・共助の分ということが書いてありますので、それに基づいた形で事業者や住民の役割に見合った形でやっていただいていると。で、この関係図の中でその問題があるというところは先ほど説明をしていただいたところになっております。

それでは、高知県の地域防災計画とはどういうものかというところを説明をさせていただきます。これは資料ナンバー3になります。資料が非常に多くなっているんですけども、まず目次のところで、今回資料を21枚用意させていただきました。シートとしてなんですけども、非常に盛りだくさんで大変申し訳ないんですけども、時間が限られておりますので走りばしり説明をさせていただきます。

まず最初に防災計画ですが、これはどういうものかというところがまず1番目にご説明させていただきます。防災計画には大きく分けて三つあります。防災基本計画、そして防災業務計画、そして三つ目として地域防災計画。まずこの防災基本計画ですが、こちらは中央防災会議で決定をする我が国の防災の基本となる計画になります。この防災基本計画の中に、防災業務計画であるとか地域防災計画の作成や修正についてのそれぞれの基準ということを規定しております。この防災基本計画に基づきまして、指定行政機関、指定公共機関が防災業務計画というのを作成します。この指定行政機関というのは、国の各省庁なんかがあります。そして指定公共機関、これは日銀であるとかNHKであるとか日赤とか、そういった公益的な事業を営む法人、これが指定公共機関にあたります。それぞれの機関が防災業務計画というのを防災基本計画に基づいて作成をします。

そしてそこから先ですが、これは防災基本計画に基づいてそれぞれの機関がつくる、ある意味、縦割りの計画になっているんですけども、そこを都道府県という特定の地域をみた形をつくっていくのが地域防災計画にあたります。そのまず前段にあるのが都道府県の地域防災計画。これは各都道府県が防災会議、国の中央防災会議のような組織を持っておりまして、そこで作成をすることになっております。この都道府県の地域防災計画というのは、防災基本計画に基づいて作成し、さらに防災業務計画に抵触してはならないということが定められております。そしてこの都道府県の地域防災計画に基づきまして、各市町村にある防災会議が地域防災計画をそれぞれつくっていくと。この市町村がつくる地域防

災計画についても防災基本計画に基づいて作成し、さらに都道府県の防災計画に抵触してはならないということが明記されております。

それでは2番目のところで高知県の地域防災計画、これはどういう構成になっているかということなんですが、大きく分けて四つに分かれております。一般対策編、火災及び事故災害対策編、震災対策編、資料編ということになります。もともと本県の地域防災計画については一般対策編、いわゆる一つしかありませんでした。そこは後ほどご説明いたしますが、平成6年のときに震災対策編を作成しまして、平成15年に火災及び事故災害対策編を作成をしております。そういった意味で、一般対策編という名前が出てきました。この一般対策編というのは、風水害対策を基本に、各編に共通する事項の記述をした高知県防災会議における基本的な計画になっております。ですので、火災及び事故災害対策編であるとか震災対策編、こちらに定めがない事項については一般対策編に記述されているという構成になっております。

震災対策編に、下につながるような形で東南海・南海地震防災対策推進計画編というのが書いてありますが、これは平成16年7月に東南海・南海地震の特別措置法、これに基づきまして作成をしたものになっております。これは震災対策編とは別冊のような形で作成をしたわけなんですが、平成18年2月に高知県防災会議を開きまして、その場で地域防災計画を修正し、この分は5月に内閣総理大臣のほうから同意を得ているわけなんですが、この際に震災対策編に統合をしております。

次に3番目のところになります。高知県の地域防災計画、これについては毎年度検討を加え、必要があると認められるときには修正を加えるということになっております。もともと地域防災計画というのは昭和38年に作成をしまして、その都度何回か修正をしてきております。そして平成6年に震災対策編を作成し、また引き続き修正を加えてきています。最新のものになりますと、18年5月、つい先日、国から了承を得たものが最新版ということになっております。皆さまのお手元のほうにはこの最新版のほうをお送りさせていただいております。

では、高知県防災会議、これはどういうものかということなんですが、これは災害対策基本法に基づいて各都道府県が設置をするものです。高知県におきましても同じように設置をしまして、知事を会長として防災関係機関等の委員により構成をしております。高知県防災会議、これ何をするとところかと言いますと、高知県の地域防災計画を作成し、その実施を推進すること、そういった役割を担っております。

4番目のところに、非常災害に関しては救急措置に関する計画を作成し、かつその実施を推進することということも規定をしております。この非常災害というのは、一つ参考のほうで右のほうに書いておりますけども、この非常災害というのは大規模な災害でありまして、都道府県の段階では十分な災害対応を講じることができないような災害というふうに規定をされております。この非常災害のときには国において非常災害対策本部というのが設置をされます。さらに甚大な災害になってきた場合には緊急災害対策本部、おそらく今後発生が予想されております南海地震が発生したときには、緊急災害対策本部が設置されるということが予想されます。

では、高知県防災会議のメンバーであります、防災関係機関というのがどういうメンバーが入っているかというのが5番目になっております。指定地方行政機関、これは国の機関、国の各省庁の出先機関になります。指定公共機関、これも国の中央防災会議のメンバ

一にもなっているもので、さらにその高知県、四国に関係するところが入ってきております。そして指定地方公共機関というのも同じようにこちらに書いてあるような形で指定をしております。そして自衛隊と。

では、続きまして、これから震災対策への中身のほうに入っていきたいと思います。6番目の資料になります。震災対策編の構成なんですが、1編から5編までありまして、1編総則、2編に予防、3編に応急、4編に復旧・復興、5編に重点的な取り組み、この5編の重点的な取り組みというのは、予防対策で特に重要であろうと考えています、揺れの対策、津波の対策、震災に強い人・地域づくりの対策と、この三つを重点的な取り組み、第5編のほうに規定をしております。これを含めて予防対策です。総則のほうには、計画の趣旨であるとか、想定される災害いわゆる被害想定を明確にしまして、さらに行政、防災関係機関の責務を明らかにしております。この構成の中で、見ていただければよくお分かりになったかと思うんですけども、中心になっているのは予防と応急対策。こっちのほうで9割以上のウエートが置かれております。そして災害復旧・復興対策のほうが非常に薄い感じになっておるのがお分かりになるかと思えます。

7番目のところで、この震災対策編で重点を置くべき事項は何かというところを総則に書いております。一つは生命の安全確保、これを最優先に考えます。そしてソフト対策を優先しながら、ソフトを補完する形で効果的なハード対策を講じていくということが、まず1番目の重点を置くべき事項になっております。そして2番目としまして、この南海地震、国のほうでは東南海・南海地震、同時発生ということ想定しているわけなんですけども、過去の地震の経験からいけば、東海地震との同時または時間差での発生ということも想定されますので、そういった意味で被害の広域性、さらに地域の孤立、これは高知県全体の孤立ということも想定されるのかもしれないんですけども、そういったことも踏まえた対策を推進していくというところに重点を置いております。

8番目ですが、先ほどから説明をしてきましたが、地域防災計画というのは行政と防災関係機関だけの計画ということではありません。住民であるとか、事業者の責務も明らかにしております。住民の責務としましては、自らの命は自らが守る、これが防災の基本であると。そして住民はその自覚を持って、地震が発生したときには災害時要援護者とともに早めに避難をする。そして初期消火であるとか、負傷者への援助、防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるということが責務として書かれております。

また、事業者の責務。これは地震が発生、地震時に果たす役割、これは下に書いておりますけども、従業員や利用者等の安全確保、事業の継続、地域への貢献、地域との共生、二次被害の防止、この役割を十分認識し、業務継続計画、BCPと言っておりますけども、これは地震時に特化したものではなくて、大規模な災害が起きた場合にその事業者が事業を継続すると、ただ単に継続するというのではなくて、何を優先的に守っていかなければならないか。すべては事業がストップしてしまった場合であっても、何を優先してやらなければならないかというようなことをあらかじめ決めておくというのが、BCPということになっております。そして防災体制の整備であるとか、訓練、そして事業所、建物本来の耐震化であるとか、そういったことをやっていくように努めてくださいということを規定をしております。

では、予防対策としまして9番目になります。まず予防対策としては、その基礎としまして地域防災体制を確立するということをまず基礎に置いております。こちらに何点が書

いておりますが、震災に強いまちづくりにしましょうということであるとか、あと防災知識の日常化、これは防災関係者への研修であるとか、あと防災教育になります。そして実践的な訓練、そして自主防災組織への支援、ボランティアの環境整備、そして防災情報ネットワークの整備、これは住民への情報伝達の手段を確保するとか防災関係機関同士、行政機関同士が情報をやりとりするためのネットワークを独自に構築をしていくということにあたります。

そしてこの基礎が確立した上で、10番目のものになります。災害予防対策としまして、各分野で予防対策の方向性を明らかにして、計画的に実施をしていくことを定めております。各分野というのはこの下の矢印の()の中に書いているような対策、それぞれを計画的に実施していくと。地震被害の大幅な軽減につながるような対策については、数値目標というのを策定していきますということを定めております。こういった対策を計画的に実施していくことで、南海地震に備えていくというのが予防対策として規定しております。

ではここで参考にはなるんですけども、東南海・南海地震の地震防災戦略というのをご紹介させていただきます。これは平成17年3月に中央防災会議のほうで決定されました。今後10年間で死者数、経済被害額を半減しますという、そういった戦略です。これは同じように東海地震についても同じような戦略を掲げております。

その内容というのは、死傷者については1万7,800人を8,600人削減、少なくしまして、死者数を約9,100人にしましょうであるとか、経済被害額を57兆円から31兆円にしましょうというようなことになっております。この人的被害につきましては、具体的にどういったことをやっていくのかと、それからどういったことが効果的なのかということ、まず一つは建物の耐震化です。そして二つ目にハザードマップの作成といった、津波避難意識の向上。この二つを大きくやることによって、被害を大幅に軽減したいというのがこの戦略です。そして経済被害で一番大きな効果が期待できるのが、建物の耐震化ということになっております。

この戦略を受けまして、高知県のほうでもひとつの地域目標というのを掲げました。この地震防災戦略では、都道府県のほうで地域目標と減災目標の策定ということを求められておりまして、この地域目標というのは、いつまでに何をやりますというような内容になっております。減災目標というのは、先ほど死傷者を半減するといったような、被害をどれくらい削減することができるかということになりますけども、高知県のほうでは、今年の2月に地域目標を掲げました。その内容というのが全部で17項目ありまして、住宅の耐震化であるとか、道路の橋梁、耐震補強であるとか、ハザードマップの作成、これをいつまでにこれくらいやりますというのを17項目策定しております。これにつきましては、高知県の組織になります、東南海、南海地震ですね、高知県南海地震対策推進本部で決定しております、南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み、こちらのほうに詳しく規定しております。

それでは、予防対策で主なものということを若干ご説明させていただきます。11番目ということで、津波災害予防対策、これは重点的な取り組みにも書いてありますが、津波から逃げる、その避難対策を優先しまして、その津波の進入を防ぐ対策、ハード対策を補完的に進めていくという形で規定しております。この津波避難計画につきましては、まず高知県のほうで既に策定しております、津波避難計画作成指針と、これに基づきまして

各市町村が津波避難計画を作成します。市町村の津波避難計画に基づきまして、各住民が各地域で津波避難計画を作成します。またその住民がつくった計画を踏まえて、また市町村の津波避難計画ということも見直し等をしていくというふうになります。その下にあります、事業者の津波避難計画、これは東南海・南海地震の特別措置法に基づいて作成が義務付けられているものであるんですが、津波により 1m以上の浸水が予想される地域にある事業者が作成する、津波から円滑な避難の確保に関する計画というものになっております。下にありますのは、そういった避難計画が円滑に行われるように、防災関係機関の役割を規定したものになっております。

では続きまして、12 としまして、建築物等の災害予防対策、これにつきましても重点的な取り組みに書いておるわけなんですが、建物の倒壊から身を守る、家具の転倒から身を守る、揺れを感じたときの行動を身に付ける、火災による被害を抑える、こういった取り組みを推進していくということを書いております。

そして 13 ですが、避難対策としまして、地震発生後の火災、津波や二次被害下の避難を事前に対策を取ると。そしてもう一つ、災害時要援護者の適切な誘導ということ、事前に対策を取るということを規定しております。この避難に関しましては大きく分けて二つあります。一つは一時的な避難。いわゆる緊急避難場所。これは身の安全を確保するために、その地域でどこに逃げなければならないかということ、地域と市町村が一緒になって決める場所ということになります。そしてまずはその緊急的な避難場所に逃げていただきまして、その後、学校の体育館であるとか、公民館であるとか、そういった長期的に一定期間生活できる場所に避難をしていくと。長期的な避難につきましては、市町村が指定をするということになっております。その際には要援護者にも配慮をした形のものというようなことも規定しております。

そして、14 のほうなんです、公共土木施設の災害予防対策、これも非常に重要なものになっております。地震動・津波による人的被害の軽減、そして緊急的な応急対応を実施するためには、こういったハードのものというのは非常に大事になってきますので、その機能を確保するというのも各施設のほうで、こういうことをやらなければならないということ、個別に規定しております。

そして、15 番目のところは非常に密接に関わり合いがあるところなんです、地域への救援対策ということで、地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図ります。そして医療関係につきましては、高知県災害医療救護計画、これに基づきまして医療活動体制を整備をするということを書いております。一つここでご説明なんです、飲料水、食料等の確保、これはまず最優先で、一番最初にやっていただくのは個人備蓄。まず皆さんでやっていただくと。そしてそこを補完する形で市町村が備蓄をし、さらに補完する形で県が備蓄等を実施していくと、さらに当然これは、個人、行政だけでは足り得ませんので、民間の協力、物資協力の協定等を結んでいくというふうなことであります。医療対策につきましては、後ほどの項目別の議論の中で詳しくご説明があらうかと思っております。

そして次に、応急対策ということで 16 番以降なんです、地震発生直後、初動体制としまして、まず南海地震が発生すれば災害対策本部が設置されます。勤務時間外であれば職員の参集、まず登庁してくるということになりますけども、そして气象台等から発表されます、地震・津波に関する情報の伝達、そして被害状況の情報収集、これは詳細のものというよりも概況的なもの、まずどこでどういうふうになって、どれくらいの規模のもの

が発生しているのかというような被害情報の収集があります。そして通信手段の確保、応援要請、これは自衛隊であるとか、あと他県への応援要請、そして広報活動、これは災害報道ということになります。これは地震発生直後ですので、あらかじめどういった行動をするかということを、あらかじめ決めていなければなかなか行動できるものではありませんので、県におきましては、アクションプログラム、実践的応急活動要領とも言っていますけれども、地震が発生した直後、何をしなければならないかということ細かく規定しており、さらにその職員への周知徹底を図っておるところであります。

高知県災害対策本部というのは、そもそも何かということなのですが、高知県災害対策本部とは、知事を本部長としまして、副知事を副本部長、そして本部員とありますが、これは県警本部長であるとか、教育長、さらに現在の県の各部局の部局長が本部員にあたります。この事務局のほうは危機管理課と消防防災課等が事務局としてなります。そして現在の各部局が、この下にありますように、部として、災害対策本部の中の部として役割が担われております。このそれぞれの役割につきましては、あらかじめ明確に内部規定として規定をされておるところであります。下のほうに、ちょっと地図がありまして、南海地震など大規模な災害が発生した場合には、当然交通であるとか、通信網、これは遮断をされますので、災害対策支部ということで、現在では5カ所にそれぞれの地域をまとめるような支部を設置するような形で対策を進めておるところです。

では、18番目のところで、取りあえず初動体制が確立すれば、あとは順次それぞれの活動を拡大していくということになります。具体的には、ここに書いてあることになります。この中では、県と市町村の役割も明確にしていますし、さらに各機関の役割というものもある程度明確にしているということになります。そして当然その内容というのは、行政、防災関係機関だけでは実施できない分野も当然ありますので、民間との協力ということも進めているところであります。これが応急対策になります。

以下は災害復旧・復興対策になりますが、19番目としまして、これも災害が発生した後ということになるんですけども、復旧・復興、基本的な方向ということをまず決定します。その災害が起きてみなければどういう状況か分からないんですけども、災害の状況に応じまして、その迅速な現状復旧というのを目指すのか、それとも中長期の問題解決を図るような計画の復興計画を立てていくのかということを決めるというふうにしております。当然そこを決めることあたりましては、住民の意向を反映し、さらに当然財政的なものということで、国等への要請もしていくというような流れで進んでいくということだけを規定しております。

そして20番目のところで、復興計画の進め方としましては、一言で言えば、災害に強いまちづくりを目指していくと。これには当然住民と一緒にやっていきますということのみを書いております。詳しいことは見ていただければお分かりになるかと思いますが、あまり詳しくは書いておりません。

そして21番目としまして、これは主に行政の役割ということになるんですけども、復興に向けまして被災者の生活と、それを再建するためのいろんな支援策というのを実施していくということを掲げております。以上で、事務局からの説明とさせていただきます。

(岡村会長)

はい。ただ今事務局から、地域防災計画のかいつまんだものについてご説明をいただき

ました。資料の1をご覧いただきたいと思いますが、その真ん中の左のほうの説明だったと思うんですね。われわれ、これからやる作業っていうのは、南海地震対策における条例の位置付けということで、特に右側のほうの項目になります。一つは県民の生命に関わること、住民でもいいんですけど、その県民の生命に関わること。2番目に、県、県民、事業者の役割分担や連携に関することですね。資料1の真ん中の右のほうに書いてございますが。3番目に県民、それから事業者などの役割や理解を求めるもの。それから、住民、県民と事業者が守っていかなければいけないことの四つになります。

これらの各テーマを議論していく際には、この項目を念頭に置いて、あまり議論が広がり過ぎないようにしていきたいというふうに思っております。前回の検討会でもそういう方向でいくということに関しては、皆さまからご異論はなかったようなので、この内容でよろしいと思うんですけどもいかがですか。何かございますでしょうか。枠組みは、今、資料1に書いてあるところで、今、左の地域防災計画を説明していただいたということで、その右側についての検討項目ということで確認でございます。よろしゅうございましょうか。前回、こういうことで行くんだということで、異論はなかったんですけども、それで良ければこのまま進めさせていただきたいというふうに思います。

これから議事録を作成いたしますために、またご面倒ですけど録音いたしますので、発言される方はぜひマイクを使ってお話しください。今回はマイク係がいらっしゃるそうなので、回られるそうなので、皆さんのところ、ぜひ発言される場合、挙手をお願いをいたしてやっていただきたいと思います。

特にご異論がないようでございますら、この四つの項目ですね、資料1の南海地震条例の右側の分ですけど、自助、共助をメインとしたところで、それと公助がどういうふうにかかわってくるかということなんです。先ほどは、むしろ行政のほうメインであって、それに対して県民の義務等がかかわるという視点でした。それが随分、今度は県民のほうへ来てるわけです。事務局から先ほど説明された、地域防災計画につきましては、これをまたここで議論するというとまた話が元に戻るということもありますので、われわれがその県民としての立場を中心に議論をしていく中で、行政が行っている政策について順次必要な資料が必要であれば作成をしていただきたいというふうにお聞きしたいと思っております。個別の政策に関してお聞きしたいこともあろうと思っておりますけれども、今後議論するそれぞれのテーマの中で具体的に聞いていくということで、議事を先行させていただきたいと思っております。

それでは次のイですが、条例に盛り込むテーマについての検討でございます。まず始めに資料4をご覧ください。この表はA4の1枚です。前回の検討会での資料に若干文言などの修正を加えたものでございます。前回のテーマの追加とか修正がありましたら、事前に事務局まで意見を出していただくことをお願いしたところなんですけど、特に今までのところ意見はなかったというふうに聞いておりますので、皆さんご協力いただきまして大変ありがとうございました。

今後、個別のテーマを検討していく中で、追加、修正があればその都度見直していくことにさせていただきたいと思っております。皆さんもお感じのことだと思います、私も実際やってみて、提出した後で、あれは抜けているなあとか、もう1回その議論が深まれば当然そこへもう一度フィードバックして、こういうことも要るんじゃないかということがあると思うんで、そういうシートが皆さんとこに無いんですよね。だから何かそういう書け

るようなものを、次回からまた用意していただこうと思って、今お話ししたところがございます。今日は今のお手元のシートに、もしお気付きの点がありましたら加えていただいて、それを次回また付け加えさしていただくということで、お許し願いたいと思います。

ここまでのところで、何かご意見がございましたら、いただきたいと思っております。委員さんの方でよろしく願います。今のような進め方でよろしゅうございますか。

それでは、資料4に記載しておりますテーマのうちで、本日はここまでいければという希望的観測なんです、地震発生時に関する六つのテーマがあります。それから応急・復旧段階に関する五つのテーマの計11テーマについて順番に検討していきたいというふうに思います。まず、全体の流れについて事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局)

これからの進め方につきまして、事務局のほうからご説明をさせていただきます。資料の4をご覧ください。条例に盛り込むテーマにつきましては、表の左にも記載します、九つの大きなテーマを設定しています。この下に備えの段階、地震発生時、応急・復旧段階、復興段階の四つの段階に区分した54の中テーマを設定しております。

この中テーマは今後必要に応じて追加や修正を行っていきますが、検討していきます順番としましては、第1回の検討会でもご決定いただきましたように、まず地震発生時のテーマを議論していただく。次に応急・復旧のテーマ、その次に備えの段階のテーマ、最後に復興の段階のテーマといった順番で議論してはどうかと考えております。そして、一通り各テーマを議論した後で、ワークショップなどで県民の方からいただいたご意見を踏まえて、もう一度議論し、深めていってはどうかというふうに考えています。

ただ、11月26日にはシンポジウムの開催を予定しておりますので、議論の目安としては、本日は地震発生時A-2-1というふうにふつてますが、A-2-1の自らの身を守るから順番に進めまして、応急・復旧段階のE-3-3医療活動までの11のテーマまでのご議論をいただきたい。次回の8月の検討会では、応急・復旧段階の最後H-3-4公共土木施設の復旧までを議論し、9月の検討会では備えの段階に戻りまして、A-1-1建物の耐震化から中ほどになりますが、E-1-4その他事前の備え・対策までをご議論いただく。10月の検討会ではその後検討いただいて、I-1-4その他までとそれから復興の段階が一つございますので、H-4-1を議論していくと。11月の検討会で全体を通して議論していくといったスケジュールで進めていってはどうかと考えています。かなりテーマが細かく、多くなっておりますので、11月の26日のシンポジウムというのをイメージしながら進めていってはどうかというふうに考えております。

次に、項目別検討シートに関しましてご説明をさせていただきます。資料の5の1をご覧ください。あらかじめ、各委員の方にシートの作成をお願いし、ご意見の提出をいただきましたので、事務局のほうで共通するものをまとめて各テーマ1枚のシートで作成しております。いただきましたご意見は、各シートにいったん全てをまとめておりますが、別のテーマで議論したほうが良いというものもございましたので、シートの中で分けをするとともに、先ほどご説明をした資料4の南海地震条例に盛り込むテーマで設定をします、記号・番号を記載をしております。シートの太い線で囲まれている部分は、主としてそのテーマで議論していただいたほうが良いと思われるご意見を、また、細かい線で囲まれている部分が、別のテーマで議論していただいたほうが良いご意見というふうに、二つ

に区分をさせていただいております。

具体的に申しますと、このシート、資料5の1のシートは、揺れから身を守るというテーマで地震発生時に自らの身を守ることにについて検討するものですので、例えばシートの左の自助の欄にあります。自助の欄の中央からやや下ほどに、地震発生時に県民がガスの元栓止めを行うといったご意見がございます。このご意見については、火災から逃げるというテーマでご検討いただくほうが良いのではないかと考えています。

資料5の3を見ていただきたいのですが、この資料5の3のシートは、火災から逃げるというテーマで地震発生時に自らの身を守ることにについて検討するもので、先ほどの、県民がガスの元栓止めを行うというご意見については、このシートで検討してはどうかというふうに考えておりますので、左の自助の欄の中央からやや下に黒丸をつけてガスの元栓止めを行うというふうに記載をしております。

このようにいただきましたご意見は各シートにいったん、すべてをまとめておりますが他のテーマで検討したほうがよいと思われましてご意見につきましては区分させていただいて、該当すると思われるテーマの記号・番号を記載するとともに改めて該当するシートで黒丸をつけて記載をしております。その場合にはもともとどのテーマのシートで出された意見かが分かるように記号・番号を併せて記載をしております。

本日、配布をさせていただきました10枚のシートについては各委員から事前に出されたご意見を事務局のほうが文章からのみ判断をさせていただきましたので、それぞれの委員の思いと違った整理になっているものもあるかもしれませんが、その場合にはお許しください。なお、各テーマの議論では行政がどのような取り組みをしているのかが分かりにくいといったものもございますので、そうしたものについては事務局から説明をさせていただいた上で、各テーマの議論をいただくように考えております。

事務局からの説明は以上です。

(岡村会長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと頭の部分が重たくなって、出足が重たくなっていますけど、じゃあ具体的にこれから各テーマについて検討していきたいと思えます。

今、事務局からテーマの検討は地震発生時、それから応急・復旧段階、それから備えの段階、それから復興段階の順に行って、一通り検討した後にワークショップですが、11月26日に、もう始まっておりますが県民の方からいただいた意見などを踏まえてもう一度、議論してはどうかというふうな説明がございました。

ワークショップも開かれておりますけど、やはりその中でも私が印象に残った意見というのは、一つは我々委員がどのように考えているかということをやはり早く知りたいというような意見がございました。その時点までは、まだ高知市の場合は検討しておりませんでしたので、そういう説明になりましたけれども。

それともう一つは行政がやること、やらなければいけないこと、地域防災計画、今日説明がございましたけどそれを早めに提示していただいて、そこからわれわれがそれに対して補完すること、あるいはそれに対して要求することをきちっとしていくというようなご意見が出ておりました。

具体的な検討を、これからどこまで掘り下げていくかと、努力を求めるという遵守義務

みたいな、義務までいかないですね、努力を求める程度にとどめるのか、あるいはある程度の規制というものをやらなければ、もうちょっと強い規制という方法を取るといったことが考えられるんですけど、それは各テーマを一通り検討し終わりにして、次の段階で検討することにいたしたいと思っております。最初の検討の段階では、今後そういった議論が必要である項目があるということを確認をしていきながら進めたいと思っておりますけどいかがでございましょうか。

特にございませんでしたら委員の皆さんに事前にシートへの記入をお願いしまして、まとめたものがございまして順番に検討していきたいというふうに思います。

最初に資料の5の1の揺れから身を守るというテーマですが、地震発生時に自らの身を守るということについての意見交換を行いたいと思います。まず、この件に関して説明をお願いします。

(事務局)

事務局からこのテーマに関しまして行政の施策についてまず簡単にご説明をさせていただきます。

資料の6のナンバー1とふっております資料をお開きください。

この整理票では揺れから身を守るための建築物等の災害予防対策についてまとめております。対策としましては、内容というふうに書いておりますが、建物の耐震化や落下対象物の耐震化、家具の転倒防止、ブロック塀の耐震化などを行っております。

これらの対策の実施主体については建築物や工作物の所有者が行うこととなりますが、県の役割としては県が所有者となる建築物、県有建築物の耐震化を行うということと、それから市町村や病院、社会福祉施設などの公共的建築物や住宅などの耐震化を促進するための支援を行っております。また、市町村とともに各種の啓発も行っております。

法体系としましては、家具の転倒防止については特に法律の定めはございませんが、それ以外については、建築基準法などに規定がございます。

現在の取り組み状況につきましては1の建物耐震化のうち県有建築物については耐震化の進め方をどういうふうに進めていくのかといったことを整理し、優先する施設から耐震化の工事を行っております。

また、公共的建築物の耐震化については、公立の小中学校や保育所、幼稚園、私立学校などへの耐震診断費の助成などを行っております。また、昭和56年以前に建てられました個人所有の木造住宅への耐震診断、耐震補強への助成なども行っております。

課題としましては、行政として所有者に強制的に実施させるような有効な手段がないため、やはり所有者自らが取り組みを進めていくように支援をしているといったところです。と言っても多額の公費をつぎ込むということは、なかなか財政的な事情もございましてできませんので、できることから助成する制度をつくったり、啓発をしたりしているといったのが現状です。このテーマに関連する施策についての説明は以上です。

(岡村会長)

はい、どうもありがとうございます。

このテーマについて議論をしまいいりますけど、今、事務局のほうで太い線で囲んだ部分ですね、資料5の1に戻りますけれどもA3の横長の部分です。主としてこのテーマで

議論するという意見というものをいただいておりますので、この囲んだ部分の自助、共助、公助に分けて議論していったらどうかと思っております。

まず、自助の部分ですけども皆さんの意見をぜひいただきたいと思います。いかがでしょうか。本当に全部、目を通すだけでも相当エネルギーと、まとめていただくのも大変だったと思うんですけど、短期間に。読むほうも時間もかかったと思いますけども、いろいろ意見があるかとは思いますがいかがでしょうか。はい。

(青木副会長)

この間のワークショップに出ている中で、情報弱者というか、情報が得られない人、得にくいという場合、あとはもう一つは電波関係でラジオにしろ、テレビにしろ有線で強制的に津波が発生がしたということが知られる場合はいいですけど、そうでない場合について、それをどういう形で直ちに津波発生ないしは避難の警告が、迅速かつ正確な情報として個別的に、現実、具体的に届くようにするかということについて何かいい知恵があるんだったら書いといたほうがいいかなと思っております。

(岡村会長)

はい。私日ごろ申していることなんですが、確かにラジオがすぐ使えるのか、電池がちゃんとあるのか、ラジオはどこにあるのか、放送はちゃんとしてくれるのか、いろんな問題がございます。

第一に南海地震というのは非常に揺れが長い地震なので、立っておれないような揺れが100秒というか1分以上続いた場合は、この段階が実は逃げる基本にあると。そんな最大の情報、津波に関して言えば長い揺れが逃げる基本的な情報であると思っております。

ちょっとこれに関する県民の意識調査の結果が出ております。資料6のナンバー1の4枚目です。津波危険地域の避難行動開始タイミングというところがありまして、県民に聞いたところ、大きな揺れですぐに避難するのが30.9%、ラジオからの警報の指示で避難するのが30.6%、そのほかになっています。本来ここに書いてありますように南海地震では、要するに揺れですぐ逃げていただくということが基本であるということでその部分はちょっと。

(事務局)

すいません。津波はまた後で。

(岡村会長)

何とも揺れている最中は難しいですがね。基本的なところはまず個々人の判断です。個々人が的確な状況判断をできるというか、できる状況をつくっておくということが必要なんですけど、口で言うのは簡単だけど、実際は大変なことです。基本的にはでもまさに自助の基本ですね。その場においてどうそれを対処するかっていう、外へ出るか出ないかって判断、分かれるところですよ。出るなっていう意見もありますし、壊れるんだったら出たほうがよかったんじゃないかっていう反省もあるかと思うんで、なかなか建物の状況とか町の中のどういう状況で発生するのかっていうことを考えないといけないうし、これこそ自分で判断するということになるかと思うんですけど、誰も判断してくれないです

ね、実際は。

(事務局)

このシートには、揺れは揺れでも本震と余震の、引き続き余震のことを、このシートにはまとめさせていただいてまして、応急・復旧段階のところで、まだ余震にというのが続いているのが。

(岡村会長)

すると、一番下の、応急・復旧段階のときに余震による倒壊の危険性のあるうんぬんというのがまた出てきます。とにかく、最初の本震の揺れでの部分の質問なんですけど、何か意見等はないですね。

(青木副会長)

地震に遭うのが、町に出掛けているとき、または職場で遭ったとき、自宅に居て寝ているとき、明け方とか夜だとかってということで、全く違うと思います。家に居るときでも夕方であったりすれば、火を使っていたりすることがあると思います。外出して起きてきた場合、買い物に出掛けているときにだとか、あとは車に乗っている最中で遭ったとかいろいろんなケースがあります。まとめでは、意外と自分の家に居ることが多いけれども、それ以外のところでの幾つか、代表例とは言えないかもしれませんが、自助で、自分が自己判断ができるっていうときなど、幾つかのパターンのシミュレートというか考え、頭の中で整理しておく、自己判断するときの場面はどこでどういう場面で、時にはこういう判断がいるんだということの要素を、幾つか分けたほうが分かりいいかなと思います。

(岡村会長)

あくまでも一般論ですけど、基本的には大体1日24時間の6割が自宅、普通の労働者の場合は、6割が自宅なんですね。それから8時間、3分の1、3割が職場という。1割が2時間程度なんですけど、それが通勤という三つのパターンが平均的なものだろうと思うんですね。だから、その割合で自分が地震に遭うんだという。

これが決定的に順番が逆だったのが、というか自宅っていうことが軽視されていたのが、阪神・淡路大震災であったわけで、そこを突かれたわけですね。災害というのは、予測してないところに起こることが一番ひどいケースになるので、バランスよく考えておく必要が確かにあるかと思うんですけども。いかがでしょうか。

(半田委員)

これからの議論の仕方の確認をさせていただきます。事前に書かれている意見について、内容を深めたり、追加や修正部分について、意見を出したらいいのですか。

(岡村会長)

はい、それが一番。それからもちろん、ここに書いてないことでも抜けているかもしれません。

(半田委員)

私は「揺れの被害」の項目は、100 秒の揺れの後の被害も含めて考えていました。100 秒中の被害を防ぐのには、共助は無理ですね。自分で身を守るしかないですね。

(岡村会長)

できない。ないですね。

揺れているときに何かしたってという話は、ほとんど聞いたことがないんですよ。昭和のときも。

(土居委員)

遅れまして申し訳ございません。私ずっと、毎回毎回、今日もアンケートを取って県民の意識調査をずっとしてるんですけども、やはり、15年、16年、17年、18年と入っておりますが、やはりその災害そのものが見えていない。岡村先生の研修会だとか、各先生方、京都大学の先生とか、いろんな先生が来られて、そうした会に出ている人は、もうほとんど同じような顔ぶれじゃないかと思います。そんなことを考えると、一般の方は実際に、災害、自分には関係ないっていうふうな部分が非常に強い。

そうしたことから意識を変えてもらうということが大事じゃないかというふうに思います。だから事前研修の中で、そうした地域におけるボランティアリーダーの養成をする。それが、こうしたいろんな事例に対しての情報を流す。そうした地震先生というか、防災の先生というか。何か、そうした何かの地震が本当に来ますよと言って、地域で言い触れていける方を早急につくる必要があるのじゃないのかな。そうすればこうしたことも、自然とこちらがどうこうじゃなくて、自主・自助っていう、そういったことに関しての意識が上がってくるんじゃないのかなという感じを持っておりますけども。

(岡村会長)

はい。元に戻ってというか、大枠のところ地震というものの自体が、やっぱりまだまだ何が起ころうとしているのかということが理解されてないし、そういうことが十分に浸透されてない。浸透してないという話ですね。

元にちょっと戻らしていただきますけど、自助の部分で地震発生時、それからそれを踏まれば、それに対して、じゃあ、何を備えておくべきかということが出ていますし、それから応急・復旧段階も余震も含めて書いてございますが、このところでは何か特にご意見ございませんか。

(上田委員)

揺れから身を守る自己判断ですね。それに、その場合の事前の知識とか意識とかそういったもの絡んでくると思うんですが。

例えば同じ揺れでも、前触れ。南海地震の前触れというのはあんまり考えなくていいんですかね。いきなり100秒というように考えたらいいんですかね。そうすると、その南海地震と思われる強い100秒の揺れの最中に、自己判断としてどうするかという基準の前提として、自分の家の中にいるとして、その地質が、家屋が倒壊するような危険な地質であるのか、家屋自体が古くて倒壊する危険があるのかとそういったことが、知識としてきち

っと把握しておれば揺れたらすぐに外へ逃げることができますし、また、堅固な家屋で地質も比較的安定していて、多少傾くけれども倒壊しないという場合は家の中で、堅固な机の下とかトイレとか丈夫なところへ身を隠すといった判断になると思うんですが、そういった命を守る方策について、条例の中である程度判断できるような内容で、盛り込んでいくのがいいんじゃないかというようには感じます。

(久松委員)

この一般的なというところの、先ほどから出ておりますような、それぞれどこで地震を受けるかっていうのはさまざまだと思うんですけども、その場合の判断基準というところが分からないというのが正直なところです。例えば車に乗っているときはどうしたらいいのとか、それからよく、都会はガラスが落ちて来るからとか、そういう話よく聞きますね。先ほど言われた地震、地盤のこともそうですけども、一般的なその判断基準の基となるものというのは、マニュアルなりで示していくということは、事前にこういう場所に自分が居るときはこうしたほうがいいのかという、そういうふうなものはいるのかなと思います。

(岡村会長)

はい。ケースごとの世界共通のことがいろいろあります。ただおっしゃるとおり、自宅の場合はなかなか、出たほうがいいのかじっとしたほうがいいのかっていうことに、的確に相手の状況が分からないときに答えるってわけにもいかない。自分では判断がなかなか難しいんじゃないかと思うんですね。町の中に居たら、例えば外に出るより中に居たほうがいいですよという一般論としてはあります。それから道路を走っている場合は、がけと反対側に車をゆっくり止めなさいとっていう話もあるわけですから。基本的なところはそれほど多くはないんですよ。やらなければいけないことっていうのは、でも、関心は非常にありますよね、そこは。

(土居委員)

今、つぶれるってこと話しましたけども。私たちが今言ってることは、2階の、被災を受けている方は特にお年寄りの方が多いんですけども、それはなぜかと言うと、やはりその、トイレが近いとか、洗面のどうこうとかいう形の中で、1階部で寝てる方が多いんですよ。若い方は2階で寝てるんです。また2階に重たい物を置いてるんですよ。だから、私たちが言っているのは、2階にピアノを置くとか、重たい家具を置くとか、冷蔵庫を置くというような家庭はすぐに下ろしなさい、2階を軽くしておきなさいと。そして、当然耐震調査を必ず受けてくださいよということで、家がつぶれるという前提に、自分たちはどうあるべきかということ、常に考えてくださいというのが私たちの話の中身になっています。

中越に行ってもそうですし、向こうへ行ってもそうですし、阪神・淡路へ行ってもそうですけども、ほとんどの部は2階の部分が残ってるんですよ。2階の屋根が崩れてっていうのはほとんどないんですね。形は残っている。ほとんどのそのつぶれる家屋は、1階部分がつぶれてるんです。そんなことから考えると、よく話は冗談でもするんですけども、屋根の軽いお家を建ててくださいよということ言って、日本瓦は重たいでしょとかですね、というようなこともよく話をするんです。そういう上からの、重たさに耐えられない部

分、1階ですから。そういうことを知っててくださいというようなことを話をしています。

(岡村会長)

地震の揺れから身を守るというのは、一言で言えば、上から物が落ちてきて人が死ぬ、あるいは人がけがをするってということが基本です。それが全てだと言ってもいい。だから上から物が落ちてこなければ、誰も死なないし、けがしないということなんですよ。だから、畑の中で南海地震に遭おうと揺れにはほとんど関係ない。だから、これが基本なんで、それを理解していただく必要があるんですが。

今、土居さんがおっしゃったように、1階と2階であるんですが、お年寄りの場合はどうしても、若いときは2階で生活できても、だんだんだんだん、やっぱり1階のほうへ下りてくるということになります。どうしても家は古くなるし、1階で過ごす時間が年とともに長くなるということです。これが結局、災害を拡大する要因になっていることはもう周知の事実だと思います。

(多賀谷委員)

どういうふうに話が進むのかなと思ってどうしてもそこが心配なんですけれども。やはり条例というのは、私の認識ではある程度、強制、指導も含んでもいいかもしれませんけれども、程度の差はあるにしてもある程度、強制的にこうしましょうということを、あるいはこうなさいというふうなことを決めるのが、条例じゃないのかなというふうに理解しています。最初の青木先生のお話の時も、条例の意味というのはそういうことだというふうなお話だったと思います。

そうしますと、今われわれがいろいろ議論している千変万化あるいろんなことがある中、それを全部網羅して議論するのは、到底不可能じゃないかという気もするんですよ。条例として取り上げるべきものとそうでないものと、やはりある程度仕分けして議論しないと、時間が足りないというような、どうしても私の印象なんですね。ですから、項目は挙げてもいいんですが、それは条例としてまとめるべきもの、あるいはまとまるだろうと思えるもの。そういうものを取り上げるというほうがよろしいんじゃないでしょうか。ということは要するに、分からない部分はどうしてもあると思います。それは置いていいと思うんですよ。だんだんと分かったところから、追加していきなりすればいいんじゃないかというような気がするんです。

ですから、せっかくこういうふうにいるような意見が出てきましたんで、このうちでどれを条例化するかという議論をしたほうがいいのではないかなと。最初に委員長のお話の中で、取りあえず何かこうやってという話やって、そのときちらっと思ったのは、あるものすべてを一度出してみても、それから後でもう一度整理なのかなとそういう受け取りを私はしたんですけどね。それならそれでもいいんですが、あとは時間との関連ですよ。ですからやはり、そういうやり方をするにしても、ある程度どこを条例化するかということ意識しながら議論を進めていかないと、際限がないなという気は私します。

(岡村会長)

はい。おっしゃるとおりだと思います。進行がまずいかもしれませんが。特に自助のほうから入りましたんで、これをどのように強制的なものにするのどうかというのは、な

なかなか難しいことがあるんですが、ここができてないと次がないということも事実なので、なかなかフィードバックはせざるを得ないんですけど。自助について意見いただきました。共助の部分では、かなりそういうものが強く出てきてるんじゃないかと思うんですけど、ご覧いただけますか。

例えば、地域における危険箇所、ブロック塀ですね。そういうものがあるということに対して、これの点検、安全点検であるとかということ、ある程度書き込むというようなことができるかどうか。でも法律的には無いんだそうですね。これは法令ではチェックする、しなければいけないというようなところはない。例えばブロック塀に関しては、どういう段階ですか。何か資料がどこかにありましたね。

(事務局)

建築基準法の中で、ブロック塀の基準というのは定められています。要は、家を例えば建てたときにはブロック塀はつくる。その際に、建築確認申請を同時にブロック塀についても出して確認を受けるという仕組みにはない。

本来は建築基準法に基準が定められていますので、守る義務はあるんですが、確認する仕組みは法上ないので、実際上は基準に沿ったものになってないケースが多々あるというふうになっています。それは条例で何か片付けられるかっていうと、法に仕組みがないものを、そしたら条例というのも若干難しいかもしれないなという話を。ここは、もしそういうものが必要だということであれば、行政の内部でもうちょっと議論をしてみないと、ちょっと答えが出てこないのかなと思っています。

(土居委員)

静岡県における県条例の中に、ブロック塀等のその指導という言葉を使っていますけれども、その指導の中に、強力な県条例としての指導ですよ、そこなあたり、最終的に罰則かどうかということ見ておりませんが、言葉としては入っております。

それともう1点が自動販売機。これの設置ですね。これの指導ができるということのようなことも可能じゃないのかなというふうにつかまえております。県としてはそこなところは県条例の中に、自動販売機設置の、倒壊の基準とかそういうものをつくって入れるということのようなことが、可能じゃないのかなという感じを持っていますけども、どんなものでしょう。どうか教えていただきたいんですが。

(岡村会長)

公助のほうから。

(事務局)

先ほどのご意見については、備えの段階で、落下危険物等の安全対策であるとか、等々ございますので、その段階で各委員にご議論いただいて、そういったことが必要だということであれば、行政内部で何ができるのかということ、議論していきたいというふうになっているところではあります。

ここでは100秒の揺れというところをとらまえて、自らの身を守るためにどうするのかというふうなことで、先ほどのご意見については、もうちょっと議論が先に進んだ、

備えの段階でしていただければというふうに考えています。

(岡村会長)

議論を少し集約させるために戻りますけど、今の黒い枠の中に書いてあるところで、何かあればということでもあります。

ここで具体的に、その強制力のあるもの、あるいは努力、義務というふうに仕分けすることは今の段階ではちょっと無理ですね。今日は頭出しの段階で、皆さんの意見がそろったところでもありますんで、多分、今日はそこはちょっと無理ではないかと思うんですね。ですから皆さんがこれをご覧になったときに、どういうふうに思われたのか、その付近をちょっとお聞きしたいんですけど。

自助、共助、公助の順番に行こうと思っておりますけど、どうもそういうことよりも、全体でむしろ話したほうがどうもいいような気がします。いかがでしょうか。ご覧になったときに、あれっというものがございませんでしたでしょうか。あるいは、これは抜けてんじゃないかとか、そういう議論をしていきたいと思うんですが。

(事務局)

このシートはどのようなシートかと言いますと、地震発生時に自ら県民の皆さん、全県民が、100秒揺れて、人が一番亡くなっている危険なこの時間帯のことで。そのときに、皆さんが生き残るための正しい行動をしているために、必要なことは何であろうかと。今さっき、例えば皆さんがその100秒に突然何かできると言う身を守る場所に、身を守る行動が正しくできることで。じゃあ身を守る行動を正しくできるためには何をしておく必要があるのかということ。例えば共助は役に立たないね、じゃあ自助を。例えばその自助で県民が身を守るっていうことを、例えばするためには何が必要なのか。例えばこの時間帯、その理想的な行動にみんなが移れていることをするために、何をしておかないといけないかという本質を見極めるためのにどうするかがこのシートです。

つまり、皆さんがもうお気づきになっているように、自分のそれも事前のところ。例えば今事務局で聞いていて思ったのは、正しい判断基準が既に皆の中に植わっていることで。じゃあ、その正しい判断基準が備わるためには何が必要なのかと。そのことを、その備わるための仕組みを条例に書いていくというようなこと、見極めるためのシートだと考え整理をしてきたところです。

(岡村会長)

これは、皆さんからいただいた意見を整理していただいています。

ちょっと疑問なんです。今も出てたんですが、地震発生時に、揺れたらすぐ安全な場所に身を隠す。丈夫な家具の下、これはいいとしても、トイレなど書いてあるんですけど、なかなかこれが難しく、実際は津波が来る場合だと、けがをしてでもいいから出なさいということも必要になるわけで、必ずしも家の中に閉じこもれということは、なかなか難しい。それが1階であれば出られるんだから、這ってでもいいから、揺れてる間出たほうがいいってということもあるんですね。だから、なかなかこれは、まさに状況に応じてということがないと、この項目は誤った項目にもなりえるんじゃないかと思うと、ちょっと注意を要するのかなという気では読ませていただきました。

(上田副会長)

地震で山津波ですか、がけ崩れと言いますかね、そういう急傾斜の危険なところにいる人は、直ちに逃げるということを頭に描いておかなければなりません。

(岡村会長)

がけの反対側へ移動するということを含めてですね。

(上田副会長)

そうですね。それと、まさに津波の浸水地域でも同じ事です。しかし、津波は来ないけれども家屋は倒壊するところはどうかという風に、場合を分けた、命を守る方策を住民自らがきちっと知識として身に付けておいて、とっさの時にその行動に移れるようにするということが大事ななということは考えております。

(岡村会長)

大体 1 項目 15 分ぐらいでいこうという計画でございましたが、ちょっと地震発生時というところで少し意見をいただきました。

じゃあ、次のテーマに移りましょうか。資料の 5 の 2 の裏です。これは地震発生時の、これは大津波から逃げるということなんですが、説明していただけますか。

(事務局)

この大津波から逃げる、地震発生時に自ら身を守るというテーマで、関連する施策についてご説明をさせていただきます。

資料 6 のナンバー 2 をご覧ください。この整理票では、大津波から逃げるための避難対策についてまとめております。対策としましては、地域における津波対策、それから、事業所における津波避難対策、この二つがございます。地域における津波避難対策では、安全な避難路や避難場所を指定したり、時間的に津波からの避難が難しい地域では、高台を整備したり、津波避難ビルの指定を行ったりといったことをしています。また、事業所における津波避難対策では、対策計画を策定し推進を図っています。

これらの対策の実施主体については、地域では、地域ごとに津波ハザードマップを作成したり、津波避難計画を策定したりといったこと、また、避難経路や避難高台を定めて整備するといったこと。市町村では、市町村全体における津波避難計画を策定したり、避難場所や避難路、津波避難ビルを指定し、整備することなどがございます。また県では、市町村や事業所が行う津波避難対策を支援するといったことがございます。対策計画の策定が義務付けられている事業所においては、防災訓練を行う、実施をすることが必要です。法体系については、東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法があり、その特別措置法では、津波浸水区域の事業所などに対して対策計画の策定が義務付けられておりますが、地域における津波避難対策では特に法律上の規定はございません。

取り組み状況につきましては、整理票に記載するとおりですが、一番下の、その他の項目に記載していますように、県として幾つか目標を定めて取り組みをしております。例えば平成 20 年度末までには、すべての沿岸市町村で津波避難計画の策定を終了するといっ

たこと。平成 26 年度末までには、すべての津波避難困難地で津波避難ビルを指定すること。対策計画を策定する事業所では、少なくとも年 1 回以上、津波避難訓練を実施する、こういった目標を定めて、取り組みを進めています。課題としましては、津波の避難意識を高くすることと併せて各地域で津波避難計画に基づいて、実践的な訓練を行うことが必要ですし、また、津波避難ビルの指定を進めるに当たっては、ビルの所有者の同意をもらうといったことが必要ですので、一定時間かかることなどが挙げられます。このテーマに関連する施策については、以上です。

(岡村会長)

はい、どうもありがとうございました。行政のほうからの、今進められておる施策については、そのようなことになっています。

じゃあ、われわれは何をするかということなんですけども、何をしなければいけないのか。で、いろんな努力義務は、例えば地震発生時、津波からの避難ということだと思んですけど、自家用車の使用禁止なんていうのがあります。こういうものは具体的に禁止事項として盛り込めますね。要するに若い人はほとんどやると思われます。そういうつもりで、そういうアンケート結果出ています。車は乗らないということは言っていますが、まず乗って逃げようとするということはありません。ほかにいかがでしょうか。

(多賀谷委員)

今、自家用車の話ですけれども、都会だとかそういう比較的人の多いところ、これは多分自家用車はいかんということになると思うんですが、例えば、非常に田舎で、そしてハンディキャップの方がおられるというふうな場合に、自家用車無しかということも、これも一つ問題だと思うんですね。ですから、ある程度何かを限定した上で、こういったものなら使えるということもありかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

(岡村会長)

皆さんいかがですか、ご意見。武市さんいかがですか。車を使う。これは、あくまでも津波が来るところということですよ。

(武市委員)

自家用車は、私、禁止でいいと思うんですよ。というか、確かにハンディキャップがそれぞれあるんですけど、自家用車を使うことによって、二次的なものが起こるということが考えられるので、この部分は禁止でいいのでは。

(岡村会長)

じゃ、避難者を逆にダメージを与えてしまう、はねてしまうということですね。

(半田委員)

寝たきりの人とかは。

(岡村会長)

実際に、地域に行っているんな、一緒に逃げることをやってみますと、皆さんやはり同様に誰と誰が、誰をおんぶするかとか、どういうひもで担うか、そういうこと考えておられますけど、うちは弱い人がいるから車で逃げるとい方は、現実的にはいらっしやらないですね。そういう方は、やはり歩いてということが基本のように思っております。ただ、実際にやっぱりすべてがそうでオーケーではじゃなくて、おっしゃったとおり高知は山場で、遠いところもあるので、周りにもあんまり人の住んでいないところは、当然車を使うという選択もあろうかと思うんで、全てこれで使用禁止と言ってしまうことには、多少問題があるかなあというふうに思います。これも少し注釈がいるし、もう少し丁寧な説明がいるのかもしれないね。

(多賀谷委員)

先ほどから同じような話として、状況として千変万化あるわけですよ。いろんなことがあるわけです。我々はその中で一つを選択するわけですよ。それが正しいかどうかというのは、ほとんど分からないですよ。やってみて初めて分かるかもしれんし、やってみても分からないかもしれないですね。どれが正しかったということ。で、そういうふうに考えると、いわゆる教育、啓蒙のレベルの話と、これはこう決めておこうとはっきり言えるものと、そういう仕分けをしないと、さあどうでしょうかね、ということになってしまいます。ですから、こういう議論をする場合に、はっきりと決められるものと、そうでないというものというのを仕分けして、残りの部分は教育、啓蒙というところでカバーするという方法しかないと思うんですよ。そういうものを仕分けしながら、話を進めるといのが、よろしいかというような気がするんですが、いかがでしょうか。

(上田副会長)

今、具体的な内容として使用禁止というように出ておりますけど、実際、条例へ落とし込む場合は、例えば原則として、とか、あるいはその使用を差し控えるのが望ましい、とか、多分そういう方向になるんじゃないかと思えます。

もう一つ、リヤカーのことで、私の意見でございますが、例えば弱者と一緒に逃げるとい場合に、自動車に代わる物として、リヤカーを考えているわけですが、自分ところが命を助けてもらう立場の人は、自分の努力でリヤカーは備える必要があります。そのことを付近の人にも知っておいて、余裕があれば、助けて一緒に逃げてもらえるというようなことが、大事だと思って、共助のところへ書いています。

これは、同時に自助のところでも、そういった避難弱者に当てはまることだと思います。

(岡村会長)

付け加えさせていただければ、リヤカーってのはなかなか今売ってないので、実際やってみると、一輪車は結構重要なもので、70kgぐらいの重たい学生を乗せて、でこぼこの道を走っても、結構男性であれば運べます。だからもっと軽ければ、そんなに難しくない。多少もちろん不安定ですけども、一輪だと結構、障害物を避けられるというメリットはあります。

(土居谷委員)

いや先生、ちょっと言っていることが違うんです。先生のほうは、要は兵隊で運ばなきゃいけないという感じなんでしょう。ということは寝たきりで、で一輪車の場合は長座で運びますよね。だから長座で運べない患者さんのことを言ってるんですよ。だから意味はちょっと違いますけど。

今言ったように、リヤカーは駄目なんですよ。ものすごく、現場行きますと次の救援でもう邪魔で仕方ないんですよ。そこを考えると、やはりこれもソフトの部分で先生が言ったように、自然に教育しておくんだよということ。だから自主防災組織の立ち上げの中に、患者搬送、弱者搬送に対する搬送の仕方があます。そうしたことを教えておけば、そのあたりのあるもの全て、担架に早がわり。1枚の毛布で、長座姿勢で全部兵隊で運べるんですよ。あえて車を持って行って、堅い物を道端に置かれますと、次の救援が、ものすごく邪魔で動けないということがありますので、車も駄目。ちょっと見ていただければ分かると思いますけども、車全部流されて道を遮断してしまいます。だから救援が遅れますので、そうしたものは基本的に最初から禁止、または災害時には駄目だっというようなことを知ってほしいんです。この33号線、32号線といったものは、災害時優先道路として災害時には一般車両は通行禁止ということ、今から出して、早くから啓発をしていただく。災害時には車は通れませんよという、この道を災害時には車は通れませんよ、緊急車両の専用通路になりますよということ、事前に広報してどこでも道にはっておくというようなことがやはり大事なのかなという感じを持っております。

(上田副会長)

実は自主防災の訓練で、応急担架による要救護者の救出と、組み立てのリヤカーによる救出訓練を毎回やっています。今の折りたたみのリヤカーであれば、あまり幅も取らないので、一番いいんじゃないか。あるいは、リヤカーに代わる応急担架、コロの付いたような、救急隊が使うような物を弱者の人に構えて、準備しといてもらうかとか、そんなことも考えているんですが、リヤカーはやはりちょっと控えたほうがいいんですかね。

(岡村会長)

これはまた、自主防災組織のところ、また具体的に関連してきますので、そこでご意見いただければと思います。

(半田委員)

項目にはいろんな分野がありますが、先ほどの話を聞いていると、土居さんや岡村先生のように専門的な知識がある方の意見が重要だと思います。私のような素人には分からない部分もあります。是非、プロの目からの意見を積極的にいただいた方がよろしいかと思えます。

(岡村会長)

私も間違っって認識していること、たくさんありますので。そんなにたくさん経験しているわけじゃございませんので。

確かに、多賀谷先生言われているように、少し仕分けをしなきゃいけないというのは、もう明らかなように思いますね。要するに、先ほど申しましたように、こうやったほうが

いいという努力義務から、ある程度強制力を入れるとこまで、いろんな幾つかの段階に、もう分けて、次回からは議論したいと思います。

(多賀谷委員)

自助のところの情報収集を行うというのは、もうちょっと具体的に、どなたが書かれたんか知りませんが、教えていただけたらありがたいんですが。

(岡村会長)

地震発生時の自助のところで、情報収集という意味は何かということですね。

これは、自分で書いていてもそうでしたし、読んでみてもそうですが、多分思いがあるんですけど、一言でなかなか書けない。それがどういう限定した意味なのかというのが、なかなか斟酌できなかつたんです。そこら辺も、今日、ぜひ出していただければと思っておりましたので、ありがとうございます。

(土居委員)

この5日間ずっと水泳をしておりました。この寒空に、この梅雨の中で、水難救助の訓練をやっていました。私たちは何の情報を集めていたかと言いますと、要は雷情報です。ラジオをつけ、50キロ範囲内の磁場、雷の落ちる、鳴る音を、ラジオへ取っているんです。その情報をとって、次にどう行動に移すか。1回だけやりましたけども、25名のメンバーをすぐ避難をさせたんです。その避難をさせるための情報、要は自分の身を守るための情報、というふうに私はつかまえておりますが参考になるでしょうか。

(久松委員)

私のほうが出したやつだと思いますけど。これ事業所としてというふうな立場で、多分そういう意味だと思います。だから津波とかに対して社員をどういうふうに誘導させるか、そういう意味の情報収集を行って適切な判断をしたいという意味で書いていると思います。

(岡村会長)

視点が抜かっておりましたけど、県民、住民、自分でなくて、事業所としての立場がございまして、なかなかどなたが判断してそういう指示をされるのかというのは難しい問題もございましてね。ある意味では個人の責任ではないけど、指示をする側に逆に責任がどうしてもきてしまうという、事業所の場合はそういうこともあるんですね、きっと。

(武市委員)

私もこの情報収集は私が書いたのかなと一瞬思ったんですが、多分、目の見えない方とか耳の聞こえない方が、やはり正しく情報をもらわないとどこへ逃げたらいいかわからないと思ったので、正しく情報収集を地域の方がっていうか、自分たちがこう、ちゃんとキャッチするっていう意味で、私書いたような気がしたんですけど。

(上田副会長)

実は、津波情報が、政府とか気象台とか各自衛隊から住民にどうやって伝達されるか、

どうやってそれを収集するかということが一番の課題だと思っているんです。で、多分津波が先に来る地域もありますので、いち早くそれを知るためにはどうしたらいいか。一つ、伝言ダイヤルですか、そういうところへ津波情報がいち早く登録されておれば個別にメールなどで、一斉に地域の自主防災や主要な伝達機能が整ったところに早く到達すれば、住民に届くか、あるいは住民から直接、多分携帯電話も使えず、メールしか使えないので、どういう方法になるか分かりませんが、津波が来るという情報収集がいち早く収集する必要は何らかの方法でしないといけないという思いで書いたと思います。

(岡村会長)

実際は、今の情報通信がワンセグでゆとりができましたので、国等はそこに映像など双方向性を持たせようというんで進めております、現在のところはまだその津波情報うんぬんはないと思います。将来的にはそうなるかもしれませんが、ただ、なかなか地上電波を使った通信システムということは、地震に対しては大変脆弱性を持っておりますので、これだけに頼るといのはなかなか難しいのではないかとことはあります。

高知県の場合は地震というものがとにかく信号という面もありますので、それでやはり逃げ始めるということが基本だと思います。じゃあ過去の南海地震に必ず大きな揺れが来たかって言うと、実は 1605 年の地震はどうも地震があまり強くなかった。被害がほとんど報告されてなくて、津波が 10m 以上のものが来ているということがあったらしいということが、だんだん分かってきました。そうすると 8 回のうちの 1 回はそういうものがあるということになると揺れだけに、今度は頼られないということになりますね。そういう例外のものもあるんで、全てがそうであるというふうに言い切ってしまうのは、ここでもまた問題が出てくるんですが、基本は揺れで逃げ始めるということがやはりいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。県のほうで何かサポートしてください。

(事務局)

このシートの設定が、揺れの場合は 100 秒でしたが、津波から逃げるのは、逃げ続けるという 6 時間の時間幅はあると思い整理させていただきました。情報収集というのは 6 時間の間の、いつ下りて行ったらいいんだろうというところをラジオで確認するという啓発などもしていますが、そういうことなども含まれているのかなというので割り振りをさせていただきます。

(岡村会長)

6 時間という設定なんですけど、多分これはインドネシア津波の前のスローガンです。でも実際インドネシアの津波を経験すると 50 cm でも大変なことになっておまして、逃げられないと。津波が落ち着くのはほとんど県下どこでもそうですけど、8 時間とか下手する場合、9 時間ぐらい取っていましたが、そのレベルでもやはりシミュレーションでも 2m 上下しているようです。そうするとなかなか 6 時間っていうスローガンがつかないかなという気はするんです。とにかく長い時間逃げておくんですよと、慌てて帰ってはいけませんよと、ということならそのスローガンもありがたかなとは思いますがね。現実的に、6 時間たったからさあ帰ろうかなんか言って、ガワガワやっている所に帰っていく人は多分いないと思うんで、そういうスローガンでもいいのかなと思いますけど。

どうですかね。ここら辺を少し考えとかなきゃいけない。

(半田委員)

全然、知識がない立場から、ラジオやテレビ、有線放送などで、津波から身を守るための情報を流すという意見を書かせていただきました。津波にどう対応したらよいのかという情報をよくラジオで流していますよね。あれは、行政側とラジオ放送局の取り決めがされているのですか。その場合、ただ津波が来ますというだけの情報なのか、対応方法を含んだの情報なのか、また、その情報を6時間、8時間、9時間後までも流れるようになっているのかを確認させていただけますか。

(岡村会長)

気象庁は規定で、もちろん気象庁が言うわけではなくってNHK等の放送局に流していくわけですが、今でもずっとやっています。それは2m程度の津波が、大津波が来る恐れがありますっていうことを。場所によってはその数倍になることがあります。それずっと繰り返すんですね。今予定の時間過ぎましたけど、まだもうしばらくお待ちくださいとか、例えば、津波の第一波が来ておりますがこれから何時間、半日ぐらいはそのままとどまってくださいっていうようなことは流している実態はあります。それほど大きい津波が最近は来ておりませんので、次の南海地震のときに本当にどういう体制になるのかって不安な要素もあるんです。非常に丁寧ですね。マニュアルが一応あって、急いで戻らないようなアナウンスは常にしてるんです。

(上田副会長)

停電になってもラジオは大丈夫なんですかね。テレビは駄目ですよ。

(岡村会長)

国のほうの設定としては、例えば関東とか、東京の中心を考えればどこか駄目になってもどこかの電波が入ってくるんですよ。ところが高知の場合は高知単独で、大阪の666がぎりぎり室戸ぐらいで聞こえるぐらいで、ほとんど県外の電波は届かないんです。だから高知県の場合はまた別の問題が発生するのではないかと。ラジオさえつけとけば、どこかの電波が入ってくるっていう状況じゃないので。ラジオ局というのは基本的に24時間体制はNHKだけですし、RKCはやっていませんし、当直おりませんし。そうするとなかなかNHKだけにわれわれ頼っているのかなという、そこが駄目なときにどうするかなという不安はありますね。

(土居委員)

小さな単元ってというか、小さなことをお話ししておりますけれども、挙げれば果てがないと思うんですよ、いろんな面で。だから、やはり教育の一貫性と言いましたけれども、そういうふうな部分で、教壇で月いっぺんでも、防災教室というようなものが各市町村で開かれるというふうな形の中に、こうした災害の地震時、発災時、そして津波時、こうやって逃げるんですよ、情報はこうやって取るんですよというふうな部分の教育をもっと先にしなきゃいけないんじゃないのかなという感じがします。全部こう一緒に絡んできています

ので、もっと条例は条例らしく、ある程度大きな柱として、県はこうやる、市町村はこうやる、防災リーダーはこうやる、これに出席をしてくださいというふうな働きかけをするように、何かそうしたもっと力強い体制ができないものかなということを感じるので。

(上田副会長)

上田です。多分それは最初のこの検討会の方針として考えられる項目を出して、その後で整理して、条例なら条例の項目らしいものにしようということなので、そうなっているんですけど、確かにあまり個々具体的なことを延々とやると整理がつかなくなるということもありますので、その辺は考えていく必要はあるかと思います。

(岡村会長)

今回、一応皆さんから自助、共助のところは出していただきましたんで、これに対して具体的に、6に整理していただきましたんで、そのほかのところでも議論できる、あるいはメインでそちらで議論したほうがいいところは、その小さい、薄いほうに書いてあるんですね。それから黒い字の大きい枠の中でやはりこれは大事だとか、これはこれよりっていうところがあれば、今日はそういう会だと思えます。それで一切なければ、これで少し仕分けを事務局のほうでやって、という段取りになるうかと思えますけれども。それをやらないとなかなか次に行かないですね。

(多賀谷委員)

多分、事務局もこれで渡されたら大変だろうと思えますよね。それぞれの方がいろいろな思いで、こう書いておられるのを、それをくみ出して何かにするのを与えられたら大変だろうと思えますけど。それはそれとして、今のやり方というのは私の理解では一応みんな考えられることを出し合ってみて、共通項は共通でくくってみると。我々自身も分からないところがいっぱいあるわけですよ。ある部分については知っているけども、どこは分からないっていうところもあるから、全貌を知るといってもあってこういうやり方をしてんだらうという理解をしています。

それで先ほどの、例えば情報の話ですけども、こういう情報だとかそれから教育訓練だとか、そういう大きな、共通な項目がありますよね。そういうものは、まとめてまたもう一度考え直す必要があると思えますよ。そういうところは当面はどういうことがあるかということを出し合っておいて後でもう一度整理するという、そういうやり方になるんじゃないでしょうか。今までのやり方をずっと踏襲していけばですね。

それから、先ほどのこの場面での情報という話は、例えば、地震が起きてそして6時間か8時間が10何時間が知りませんが、その間のことを言っているわけですね。ということは、要はこれはおそらく次、自分が何をすべきかということ判断するための情報だと思えますよね、基本的には。つまり事業所であれ個人であれどういうふうにしたら一番安全なのかということを考えるための情報だと思えますよね。そうすると、例えば家の中にいて、近所の人声も聞こえるかもしれない、とにかくどっか2,3軒先の家がつぶれて人が中にいるよとか、あるいは前の道路が通れませんかとか、緊急のときにはそういう情報が実は要るんだらうと思えますよ。そういうことを意識して書かれたのかなと

思ったんですが、そういう話が出てこなかった。そういうところなんですかね、書かれた方は。それならそれでいいと思うんですけども、じゃあそれを具体的にどういうふうにして得るようにするのかですね、それがやはり情報の仕組みつくりの問題ですから、これは、個々単独では話としてまとめられないんじゃないかなという感じがしますね、ここでは。

そういうことで、一つ一つそんな整理で行ったら割とまとまるのかなという感じがするもんですから。

(休憩)

(岡村会長)

はい。それでは続けたいと思います。

この会始めるまでは、もっともっというろんな意見が出てくるんだろうということがあったんですけど、やっぱり少し仕分けをしておかないとなかなか話がうまくまとまらないようなんですが、私もちょっと甘く考えておりました。

それでも一応通していきたいと思うんですが、5の2の津波から逃げる、地震発生時の部分についてはよろしゅうございましょうか。

なければ次に、今度は二次災害としての火災なんですが、これは地震発生時です。地震発生時に火を出さない、出したときにすぐ消すということだろうと思うんですが、そのときにどういうことがやらなきゃいけないか、地震発生時に何が起こるかっていうことです。火が小さいうちに初期消火を行うという、個人や家庭の義務なんですが、それが出てます。

それに対してどういうことができるかっていうことなんですが、その備えの段階に、役に移りますが、それを想定すると皆さんからたくさんいただきましたように、風呂水を確保するとかバケツの水を保管しておくとか、とにかく初期消火、小さいときに一発で消せるというふうな状況をつくっておくということ。それから消火器、火災報知器などの設置。これは近いうちに一般家庭でも義務化されるようです。国としての法体系も進んできてはいるんですけども、そういう状況があります。それが個人のレベルを超えた場合、あるいは個人が消火活動に携われない、けがをした場合に、今度は地域というものが出てくるんですが、そういうときにどうなるかっていうことですね。日ごろから自主防災組織としては消火機材の確保、点検を行っておくということ、それから消火の用水をどのようにして確保していくかっていうようなご意見をいただいております。

(青木副会長)

今日の会の最初から多賀谷さんや土居さんのほうからも出されてきて、条例にどう収れんさせていくのかの話の中で、資料5の3に移っているわけですが、冒頭でも発言しましたけれども、条例ということであれば、条例は基本的に県の条例ですから県の主体ということで拘束する、縛るものが一番メインになるわけです。この南海地震条例というのが有効というか、目的にしているものは多分最初の、今日のペーパーのところの説明あったように、自助、共助と公助とが、うまく有機的に動いていくようにということだと思います。自助、共助についてはほとんど防災計画ではないから、それをどうするのかということだ

と思うんです。その部分で公助の部分を防災計画のところからきちっと書き抜くという部分と、自助、共助のところはどうやって、また、自助、共助で地震に対応でき、南海地震条例が、有効に活用できる仕組み、備えられる仕組みができるのかということだろうと思います。条例に全部盛り込むということは当然できないわけですから、自助の部分では県民や事業所が、先ほど土居さんが言ったように、訓練に参加できる機会をどうやって用意できるかとか、教育の中に、備えるための知識、情報をどうやって自分のものとして使えるようになるのかということだとか、共助だったら自主防災組織だとかボランティアなどで、どういう形で生かせるのか。

具体的には、法律の仕組みからいくと、条例上の、例えば共助の中で言えば町内会などで火災がよく起きる地域だったら、町内会の年1回あたり、年2回でもいいんですが総会のときに、こういう確認をすることを行う。一番進んでいるのは、京都だと思うんですけどね。京都はもう路地に入ったら消防車が入ってこないから、自助、共助でまず消さないと駄目だというような仕組みを整えています。

近くだと大方町に、ヒアリングに行って調べたことあるんですが、大方町の山の町内会っていうのはものすごく細かい町内会規約をつくってあって、それは防災のことは直接じゃないんですが、その中に、誰かが火事に遭った場合にはこうするとかっていう規約がかなり細かく入っているんですね。そういうことを含めて、今回の例えば県と共助団体でどこまでできるか分かんないですけど、書かれている中から、自主防災組織の中で言えばこういうことを、この地域の自主防災組織はこういう項目とこういう項目は町内会で年1回やる時だとかを要請することはできると思います。僕は町内会とは言ってないけども、自治会とっていますけど、そういうところに住んでる中で言えば、こういう項目については町内会開いたときには必ずやりましょうとかはできるでしょう。あとは自分たちでつくっていくものだと思うんですね。そこのところを、指導や助言をできたりできる仕組みを、窓口をつくって、やっていけるでしょう。地震の発生とか予防、備える自治から、復旧、一応完結するところまで拾い上げてみて、条例に盛れるのはこういうもの、条例で盛ったもので共助の部分のところには、指導する部分もあるでしょうし。自助の場合も同じようにそういう形で、教育だとかっていうことでやっていくことになるでしょう。

僕らみたいにはできない人間はまず、ひとまずざっと流して、どんな問題があるのかということ拾い上げて、それを次回ぐらいまでにやって、その後、今のような、僕はサブシステムという言葉を使いましたけど、共助団体の中だとかで何ができるのかってことは条例から指導、指標に使えるようなものを仕分けしていけばいいんじゃないかと思いません。それが線みたいなものから面に、県の中で言えば面に広がって、共助の組織が面になっていけば、落ちる部分もかなりあると思いますので自主的に任せ、そういうところに公助が出ているという仕組みを整理していったらいいんじゃないかなあとと思います。ひとまずは流してそれから整理、条例に盛れるもの、で、サブシステムで有機的に動かしてほしいものを整理しましょう。

そのサブシステムが、高知県の場合だったらどういう形でサブシステムを発達、充実できるのか、担ってもらえるのかというあたりをもうちょっと工夫がいるかなと思います。全国的に例えばまちづくりなんかで言うと、前ちょっと紹介しましたが、協定みたいな、町内会協定みたいな形でやる場合もありますし、いろいろそれはあると思いますけど、事業所を巻き込んで、環境防止協定のような形でやる場合もあつたりしますけど、そんなの

はちょっと工夫がいると思います。

(岡村会長)

今のような進行、考え方についてのご意見いただきました。どうもありがとうございます。いろいろあると思うんですが一応流してみましよう。

5の3ですね。地震発生時の火災ということで、皆さんから共通していただいているのは、例えば自助のところでは消火器、火災報知器などの設置。火災報知器に関しては義務付けられるという方向にあるようです。消火器はちょっと私はよく分かりません。この自主防災組織では、消火機材の確保、点検。防火施設、設備で自分たちで利用できるところを増やすということ。それから消防が来ないと消火用水が利用できないのではないかという疑問が出ております。

それから、延焼防止のための廃屋の撤去ということで、これは個人でもやらなきゃいけないけど、やらない場合は自主防災組織等、ボランティア等によってあらかじめ撤去していただく。これは私有財産がかかわってきますので、ここのところのある程度の、約束事みたいなのが必要ではないかと思うんです。それに対応して、共助のところでは耐震性貯水槽か防火水槽等の消防水利の整備ということ。それから同じこと出てきますが、家屋密度情報の提供という、ちょっとこれ分からないんですけど、家屋密度情報ってのは延焼しやすいかどうかってことをあらかじめ知っておくことでしょかね。そうですね。これに関連することで、近々の事例としてはやはり消防団が非常に重要な働きをするんだということが分かってきていまして、ただ高知県の場合は高齢化に伴って、非常に組織率が急激に落ちてきているということなんで、これはまさに共助でもありますし、公助でもありますし、消防団に対してどのような育成をするかっていうことは、あるいは参加していただく自助の面も関係している。今の、多少ハード的な消防水利とか消火器とか火災報知器ということと人がうまくかみ合ったときに初めて火は消せる、あるいは延焼防止できるので、そこら辺を考えていかなきゃいけないというふうに思うんですが。

(多賀谷委員)

重要なことを書いたつもりで忘れておりました。船舶ですね、特に漁港、どこでもいいんですけども、港の船舶の火災が抜けてるんですね。奥尻で津波が来て、何で家が焼けたんだかというのは、あれは燃料で焼けてるんですよ。燃料のもとはと言うと船舶が積んでいるものと、それから港には必ずそれらに給油するためのステーションがありますからそれなんですよ。だからそれらに対する対策っていうのは必要だと思うんですよ。燃料の保管庫については、これは消防法とか何とかいろいろあるんじゃないかと思いますが、船舶そのものから出てくる分については多分無いんじゃないかと思います。それにしても、このことは何か考えておく必要があると思いますので、これを入れていただきたいのと、それからもう一つ、不法係留ですかね、これもややこしい話なんですね。これは邪魔になるというのも一つありますし、油入れたままほったらかしているのもありますし、いろんなケースありますので、この2点を付け加えておいていただきたいんです。以上です。

(岡村会長)

津波にも関係してくるんですね。

(多賀谷委員)

津波のときに、漏れ出て火がつくということなんですね。

(岡村会長)

これ実際高知県歩いてみてやっぱり農業用の重油のタンクも非常に華奢な状態でポンポンありますので、津波が来るとあれが多分広がるだろうと。なかなかああいう重油っていうのは火がつきにくいんですけど、でも1回火がついてしまうと燃え広がりますんで、この問題は、農業用のものは今、多賀谷先生がおっしゃったプラスあるんじゃないかというふうに思います。

それから一昨年の高松の高潮水害では、車がビルの駐車場で26台ぐらい燃えてんですね。要するに潮が引くと、どうも車のコンピューターの基盤のところは火がついて、再現実験やってるんですけど、それでどうも火が出るらしいということで、船が燃えるという、横倒しになって燃料がこぼれてくるということと、もう一つは車自体が燃えだすということ、これが発火源になるということは、少しですけど、分かってきたということがあるんじゃないかと思うんです。ただこれはどうにもなりませんね。車動かさない以上、車で地震まではできるだけ満タンにしときなさいなんて言う人もいるぐらいですから。それがひっくり返って流れてきて、特にガソリンとか軽油の場合すぐ火がつきますんで、こういう問題もあるうかと思うんですが。

ちょっと津波に関しては、ほんとに今先生がおっしゃったように奥尻は阪神の前の年でしたね、だから13年になりますか、燃えたときに漁船が横倒しになって、どうも火をつけたんじゃないかと言われてます。これは大変な警鐘で、国の防災会議もやっぱりそういうことは言っていて、それからコンビナートですね、高知の場合は給油施設がありますので、そういうところの問題もあります。

特に事業所の問題もありますね。火を出さないという。でも火を現実に使っているわけですので、どういうふうにしてそれを止めるのかということはかなり細かい検討が必要になるうかと思うんです。

(土居委員)

船を持っておりまして、仁井田に留めているんですけども、船舶の火事に関しては、相当海上保安庁のほうからの指導もありまして、気を遣っております。現に、私どもの船はガソリンなんですけどもエンジンから常時外して、ボックスを別にしまして密封しているんです。それがひっくり返って漏れるというようなことになればちょっと分かりませんが、基本的には漏れない対策は指導の中でありまして。確かに軽油を積んでいる船と、私たちのようにガソリンを積んでいる船とで、船にもいろいろあると思いますけども、常時船は満タンにしております。と言うのは、行って帰って、またという形の中で予備を持ってありますので、常備、予定以外のガソリン、重油は積んでいる、それに対する指導というのは今のところ保安庁くらいなもんですね。それを県から創出するのかという、これも一つ、手だとは思いますが。

(岡村会長)

お二人からご指摘いただきましたけど、とにかくまずプレジャーボートのきちっとした管理、それから必要以上にガソリンを置かないことっていうようなことは努力義務としては十分にあり得るんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

海上保安庁自体も非常に苦慮してまして、1隻は港の中に居るもんですから、あれが横倒しになる可能性が非常に高いということで、非常に、彼らとしては困っているんですね。将来的には新港のほうへ出して、それで係留ロープを切って走り去るとするか、沖へ出すということがいいというふうには言われてるんですけど、今のところはそれはできておりません。自分たちが災害の原因になるということを、公的な機関は非常に危機感を持っています。県のほうの県警もボート持っていますしね。そういうことはあるんじゃないかと思います。でも一番多いのはやっぱりプレジャーボートの不法係留、それから、その管理が行き届いてないということで、それがもう間違いなく入ってくるわけですから、市内へ、今の状況だと。これは大変な問題ですね。県民としては相当、重要視していただかないといかんのじゃないかというふうには思いますが。

ほかにはございませんですかね。火災から逃げるってことで、海のところに行ったんですけど、多数の火元、つまりご家庭の場合どうでしょうか。これでよろしゅうございますか。

(青木副会長)

僕には全く分かんないですけど、都市ガスっていうのは、高知県下では高知市内だけですかね。ほかはないんですかね。

(岡村会長)

本管から来ているのは、高知市内だけで今、市内の一部ではその個別プロパンガスボンベから都市ガスへの転換が進行中です。

(青木副会長)

それはどういう管理になるのでしょうか。元栓、各家庭が元栓というふうに、県民ですか、ガス会社なのか、それはどういう形で予防するのですか。

(岡村会長)

一応、各々、マイクロメーターが必ず付ける義務がございますので、会社のほうに、それが付いています。だから、神戸のときは大阪ガスさんがほとんど98%供給してたんで、本管からの圧力が残っていますので、どっかから破られているとそれが市中に、家の中に漏れてきて、それが火がついたっていう。後で、3日目に通電したところ、それが一斉に火災がさらに増えたっていうことがあります。

ただ、プロパンガスの家庭については、一切その火災は一応なかったってことなんです。ただ、あれは津波がなかったんで、この項目ではないのかもしれませんが、実際は、元栓ってのはガスは開いているんですよ。要するに、その遮断器が働く。これは地震のときですが次、津波が来ると耐圧ホース、100キロっていわれるんですけど、実際は奥尻の津波でもそうですけど、ガスボンベはいくらでも流れてるんですよ。だから開いてれば、ガスを出しながら流れていくんだということです。これを防ぐためには、その個別のボン

べの上に、遮断弁を付けるといった、その流れていく間に壊れる可能性は高いんですけど、そういう物もあるという。こういう物も設置義務化していけば、ないよりはましだというふうに思います。

今まではとにかく地震が、津波がなかったんですよ。そういう意味では、だからポンベが火を噴いたってことはないんですけど、実際は津波がくるとやっぱり切れて流れてるんです。ですから、このことはやはり、想像しておくべきことじゃないかっていうことは思うんですけどね。開いたままになっているっていうところが、やっぱり問題です。本当は、そのポンベの上で遮断をしてしまえば一番いいかなと思うんですけどね。ただこれは、費用もかかります。1 セット 6,000 円、9,000 円ぐらいだったですよ。でも津波が来るところは、あればいいなあとかねがね思ってるんですけど。

はい、ほかにございませんでしたら、じゃあ次にいきたいと思います。

5 の 4 ですね。だんだん、個人が関与するところが少なくなっていくんですが、液状化やがけ崩れ、地盤沈下などから身を守る。これも地震発生時なんですが、皆さんからいただきました意見としては、自分の居住地、働く場所が地震被害として、液状化、がけ崩れなどがあるかを確かめて、マップをつくっておくという作業をしたらどうかという多数の意見をいただいております。

それから、共助のところでも、居住地域の地質。先ほど上田委員からも言われましたけど、知っておくと、それから過去の災害時の被害等をきちっと理解し合うような組織の中で伝達に努めるといったことですね。そういうこと、もちろん県にも、当初から考えておりますように、そのあらかじめ斜面の災害の防止工事をやっておくとか、それから、切り土か盛り土かの、ちゃんとした情報公開をしておくという、これは私もこれ非常に大事だと思っておりますけど、意見が出ています。液状化の予測情報、それからがけ崩れの危険地域の情報の提供といったことが出ています。そういうところが、まず備えの段階、つまり何が起るかってことをフィードバックしたときに備えの段階として挙がってるんじゃないかと思います。ほかにいろいろございますけど、ご意見いただきたいと思うんですが、県のほうで、まず説明してください。

(事務局)

液状化とがけ崩れ、地盤沈下から身を守ると、この部分については、県としての対策というのはあまりボリュームがないっていうところがございますので、整理票としてまとめていません。まず液状化については、建物を建てるという意味では、建物の建築主が地盤の状況を確認をして、必要に応じて地盤改良を行ったりとか、基礎工事を行うっていうふうなことの対策を行うっていうのが基本になってくると思います。これは、県が建物を建てる場合も同じですし、民間であっても同じだというふうに考えています。

また、地盤が沈下するって現象については、岡村先生が詳しいと思うんですが、高知市で特に地盤沈下っていうことが言われていますが、これまで南海地震が起こる度に高知市のほうでは、地盤沈下が起こっていると。次の南海地震でも当然、地盤沈下が発生をして、高知市においては長期に浸出するということが懸念をされておりますので、行政としてどのような対策が必要なのか、できるのかといったことを今、検討している段階です。なかなか難しい問題ですので、事前の対策という部分は正直なかなか難しい。起こった後どうするのかっていうことも含めて、何ができるのかというのを検討しているという状況です。

また、がけ崩れについては、南海地震が発生した場合には、当然新潟の中越地震で見られたような斜面崩壊が県内各地で発生するといったことが考えられますので、それに対する対応というのでも考えておかなければならないというふうに考えてるんですが。地震によってその崩壊する斜面をあらかじめ特定をして事前に対策をしていくということは、現状では困難だというふうなことです。現状で風水害の対策として、斜面崩壊対策を実施をしていますので、それを継続して実施していくことで、南海地震対策へつなげていくといった取り組みをしているところです。このテーマについては以上です。

(岡村会長)

自助、共助の部分ではどうでしょうか。先ほど、多数の意見いただいたのはやはり、その自分の地盤がどういうところであるかっていうことをまず、きちっと知っておくっていうか、そのための情報を取るっていうか、教えてもらうっていうか、そういうことは必要でしょうかね。

(多賀谷委員)

重要なのは、避難路だと思うんですね。自分の家が壊れるか壊れないか、最近の建築基準法では、まず問題ないように、個人の住宅でも地盤が悪ければくいを打つようになっていきますから、まず問題ないんですけども。問題はやはり逃げる道筋が、危ないかということだと思うんですね。ですから全体的にこの県内全部をくまなくというわけにはいかんでしょうから、少なくともハザードマップ的に、それぞれの地域で自分たちが逃げると思われルートについては、チェックしておく必要があると思うんですね。ただこれは、個人の力ではどうにもならないところですから、やはりそういう技術者なりを交えた、県とか市とか、多分、市町村だと思うんですけども、そういうところの仕事になるんじゃないかと思いますが、いずれにしても避難ルートの確保のための災害マップと言いますかね、そういう物は必要だと思います。

このとき忘れてはいけないのは、中山間地ですね。中山間地は、比較的道路が少ないですから、一つ崩れたら、もう後アクセスができなくなるということも非常に大きな可能性としてはあると思うんですね。もう一つ厄介なのは、中山間地の場合は道路の数が少ないもんですから、なかなか重機など入れることができないんで、手前からずっと仕事をしていくようになるんですね。時間がかかるというふうなことも起こり得ます。ですからそういうところも、これは技術的にまだ難しい面が非常にあるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺も含めて、今までの先ほど風水害と重ねてというようなことを言っておられましたが、あれも一つのいい方法だと思いますけれども、それなどと併せて、中山間地の避難ルートの確保という、後の、復旧復興の時期の道の確保も含めて考えたほうがいいかなというふうに思います。以上です。

(土居委員)

多賀谷先生と同じような考えなんですけども、昨日のこの雨で、桂浜のあの道路が、もう山がつぶれているんですよ。桂浜に入るためには、片側通行になっておりまして一般道が全部つぶれたとき、当然あそこが孤立するわけですね。今言ったルートの問題、非常に大事なんですけども、その地域の自助っていうようなことから考えると、要は生きていく

ための水、備蓄類を、ある面では強制的に行政が3日分、または1週間分の食料等の備蓄をするような何か法律・県条例、こうしたものが出来上がっていかばいいのかな。確かにあの道、すべて駄目になりますと完全に孤立ができてきます。先ほど言ったように、重機も全然入りません。となってくると自分たちで生き残るためには何なのかと言いますと、やはり衣食住に関する備蓄の問題を、やはり前に出すべきじゃないのかなと感じは持っております。以上です。

(岡村会長)

地盤ですね、こういう状況というのは、個人で知るというのは非常に、実は難しゅうございまして、これはやはり日本の行政の大きな片手落ちというか、自分が土地を求めて新しいファミリーがそこに家を持つときの地盤情報ってのは、ある程度安全情報としては、公開しておかなければいけない。それに応じて個人が選択するのは自由ですけども、やはりそういうすべてがいいってこともないし、すべてが悪いってこともないわけです。そのときの最低の情報、どういうところであるかという地盤情報については、県民に伝えていく仕組みっていうのは、できないものかと思います。そこら辺が公的なところと自分という、あるいは家庭というところでこう、お互い関連してくるところはあると思うんですけど。現実的にはほとんどやってないし、知りたいと思っても分からないということなんです。でも、行政的にはある程度、情報持っておられます。

(多賀谷委員)

今の地盤に関する情報ですが、実はゼロではないんですね。多分、この地域は液状化しますよとかいう液状化マップのようなのができている部分もあるんですね。

例えば、高知市内の一部とか、あるいは須崎とか、それから民間のほうでやっておられますけれども、中村市で、この前新聞に載っていましたがけれども。そういう、液状化などに関するマップというのはできてるんですけど、ただこれが全体的にどうかというと、高知県全部についてどうかというと、ほとんどできてないんじゃないかと思うんですが、これは言い過ぎですかね、何か情報があったら教えていただきたいんですが。以上です。

(事務局)

今の段階で、液状化に関するマップっていう形までは、私はまだ承知はしてないんですけど。ただいろんな、例えば海岸、港湾の海岸と、それから河川の海岸、それから河川堤防の関係で、その他のボーリングデータがありますんで、それを全部一連で状況をつかむようなところまでの動きはありますが、マップとしてまだ公表される段階は、確認をしておりません。

今、国土地理院のほうで、土地条件図を県内のほうでつくっておりますので、一定そういったデータ、土地条件図なんかのデータを基に液状化のマップをつくっていくというふうなことが今後、考えられるのかなというふうに思っています。大ざっぱな液状化の傾向については、県の被害想定の中でも出してるんですけど、あんまり詳細なものではないので、なかなか県民の方が自分のところの土地をということでは、ちょっと使えないのかなと思うんですが、今後はそういった国土地理院の土地条件図を整理を順番にしておりますので、そういったものを活用しながらというふうなことが考えられるんじゃないのかな

と思っています。

(岡村会長)

国土交通省の四国地方建設局が今、高知市をメインに3,000本ぐらいのボーリングデータ集めて地盤のデータベースを作っています。これは、去年と今年出しましたし、また、来年もまた最終版が出るのではないかと思うのですが、それがありません。あれは何に使うかという、将来のやっぱり地震によってどういう揺れになるかということはある程度、かなり諸地域で想定したいというもくろみがあるというのが一つですね。

それから液状化は、今のところ何か国交省レベルでは、もう機械的に軟弱地盤が完新世の1番目以降の軟らかい物が30m以上あるともう液状化起きますよって形で、機械的にやってるんですけど、そういうデータベースさえきちっとあれば、つくことはそれほど難しくなく、具体的に高知市に関しては、少なくともここ3年以内ぐらいには、結果が出てくるというふうに思います。それにちょっと関与してるものですから。ただ、それをどこまで行政が積極的に、市民のレベルまで交渉していただけるのかどうかというのは、また別問題で、交渉していただきたいのですが。徐々にですけど、できてきてるんでないかとは思いますが。

そういったところで地震発生時の地盤の問題等は、よろしゅうございましょうか。

次、5の5の地震発生時、命を助けるというところですが、ご説明をお願いします。

(事務局)

この命を助ける、地震発生時に、被災者の救助・救出活動を行うというふうなことなんですが、これも特に整理票としては、まとめておりません。ただ、救助・救出とか応急手当などの、知識や技能を持った人というのを県では育成しています。

例えば、消防学校では、一般の県民向けの震災訓練を実施して、年間約300人の方が受講しておりますし、各消防本部では救急救命講習を実施して、昨年度は約3万3,000人の方が受講をしております。説明としては、こういったところです。

(岡村会長)

ただ今の説明についてご意見ございましたら。皆さんからいただいたご意見で多いものは、自助のところでは隣近所の寝室場所の確認、要救助者の把握。それから自主防災組織でも同じような分で、助かった住民や行政と協力して被災者の救命救急、応急手当等、地域で協力して地域住民の安全確保というところがつながるのかなと思いますけども。

(多賀谷委員)

これは、個人情報問題なんかも絡むので、なかなか難しいらしいんですが、こういう要介護者、要援助者、それから避難場所に逃げた後で、いろいろ治療が必要な方がおられますよね。そういう人たちのマップをつくることに関しては、どんな問題があるんですかね。多分これ必要だと思うんだけど、何か法律的な問題があるんじゃないかと思うんですかね。この辺、どうですかね。どなたかご存じないですか。

(土居委員)

個人の情報を出すということは、法律で禁じられているような部分がありまして、そのところを、県条例で高知県はやりますよと言えば、また別かも分かりませんが、一般に個人の情報を、こういう問題だけに使いますと限定する部分が出てくるんです。それが漏れるというような部分で非常に警戒をするっていうのが、これが現状だと思います。私たちが取りたいといっても、なかなか取れない。このためだけに使いますっていうようなことを言ってもらうんですけども、なかなか出してくれないのが現状です。

(岡村会長)

ただ、条例としてそれ緊急時には、そういうものを出してという。しろと言うのか、してほしいのか。そういういろんな文言の使い方があると思うんですけど、いかがですか。

(土居委員)

条例の中に高知県は、災害時において災害弱者のデータを全部集めるというようなことが認められれば、入ってくるんじゃないという感じはしますけども。表には普通一般では、出ないと思います。

(多賀谷委員)

こういう話が、まさに条例の話だと思うんですよ。そういう部分をどういうふうにするのか、国の法律でいけば駄目なんですね、きっと。それを横出し上乘せの形で強制力をある程度持たせて条例として、県のある意味では法律として担保するかどうかという。こういうことが先ほどの、船の火災の話なども含めて、まさに条例づくりの話ではないかなというふうに思うんですけどね、いかがでしょうか。

(青木副会長)

個人情報保護法の話は、例外規定でできます。できますけど、一般的にできるわけじゃなくて、個人情報で災害弱者だとか、医療の関係なんてのは治療目的のためだとかの限りでは認められています。具体的に話が出たように高知県でそれを、例えば高知県が災害救助用の医療のために必要だという場合であれば、それは条例を持ってですが、個人情報保護条例か、南海地震条例で適応するのかっていうのは、考える必要があるでしょう。

それと前にも話したことがあります。前もって一般的に災害弱者の情報をもらって持っているということが許されるのかどうかというのは、原則禁止ですから。どこに入院しているということの名簿を災害本部、対策本部が持つということではできると思います、それは。事前に一般的に起きる前から、今から何十年後に地震が起きたときに、そのとき用に事前に、その災害弱者の人の一般的な包括的な名簿が欲しいというのを持てるかという持って、例えば町内会の人にも保存、保管してくださいだとか、ただ備えてくださいってのは、それは無理です。

条例の関係では、個人情報保護条例を県も持っていますので、その中でどう規定するかっていう関連はある。災害のときのこっちでカバーするということもありえますけど、それは検討課題ではできると思います。

(上田副会長)

災害弱者の個人情報を本人の同意を得てそれを登録して、いざというときに救助に活用しようということは、県外のほかの自主防災組織でやっているというふうに聞いたんです。

ただ、管理が一番問題だと思うんです。管理をきちっとやるということを前提にすれば、例えば後でも出てくるかも分かりませんが、自主防災組織を信頼できる一つの地域の組織として法的に条例で位置付けて、知事なら知事がそういった災害時の活動主体としての委嘱するという形でやって、しかもそういった個人情報は、責任を持って管理するという形にしていけば、その辺をクリアできるのではないかといいようにも思いますが、今後その法的な問題を詰めていかないと、しかも厳重な管理、それももちろん検討していかないといいと思いますが、本人の承諾を得て、本人も助けてもらいたいということであれば、踏み込んでいく必要もあるのではないかと考えます。

(岡村会長)

実際、福祉関係の方、一番そういう情報をお持ちでおられるんですけど、かなり彼らもいろいろ戸惑っておられる面があるんですが、いかがですか。難しいですね。

(武市委員)

私たちは、一応情報としては持っていますけど、その人の命に危険が及ぶとなったら、その情報はその方の一応同意を得ていますので、出しても構わないというような情報の形では持っています。

(多賀谷委員)

県の条例として別にあるということであるならば、それ私見たことないんですけども、申し訳ないんですけど。あるということであるならば、それがこの災害に関してどういうふうに適応されるかというところを、はっきりさせるべきだと思うんです。そちらで、きちっと言ってくれているんだったらそれでいいし、そうでないならば、どちらで扱うかははっきりさせる必要があるだろうと。こちらでやるということであるならば、実際に使うのは、我々がやろうとしているこの条例の地震条例で扱うことになると思いますので。扱うというのは、実際具体的に何かをするということに関しては、こちらの部分だと思うんですよね。ですから、そこのところをきちっと仕分けしていただいて、どちらでやるかということは、早急に多分行政のほうだと思うんですが、話をつけていただけたらありがたいと思うんですが。

(事務局)

先ほどから個人情報の取り扱いについてお話が出ております。個人情報の取り扱いについては、備えの段階で災害時要援護者への支援というところで、支援をするために個人情報の問題についてどうしていくのかっていうところを、整理をさせていただきたいと思っていますので、この段階ではこういうご意見があったというところでとどめておいて、再度備えの段階に入ったときに、先ほど言った条例の内容であるとか、そういったことについて一度整理をさせていただいて、事務局のほうからお話をさせていただきたいと思います。

南海地震対策だけでなく、通常の風水害においてもこの災害時の要援護者の支援につ

いては大変重要な問題で、特にその個人情報はどう取り扱っていくかというのは、ちょうど過渡期に差しかかっているところだと思います。この場合、その南海地震条例の中へ盛り込むというよりも、もっと大きなその災害のときにですね、支援が必要だというところで整理していったほうがいいのではないかなと私個人的には思っています。

(岡村会長)

そうですね。ありがとうございました。はい、ほかにございませんでしょうか。

(半田委員)

半田です。マスコミ等の報道規制ということを書かせていただきました。去年、阪神大震災から10年ということで、神戸の市民の方と意見交換をさせていただいた際に、マスコミ各社が飛ばすヘリコプターの騒音で、下敷きになっている方の「助けて」という声が聞こえなかったということを知りました。それで、あの騒音で何名か亡くなったということも、実際に言われていました。このようなことを規制することが可能なのでしょうか。災害発生直後はマスコミのヘリコプターを飛ばさない、もしくは台数を規制することはできるのでしょうか。

(岡村会長)

先ほど話されたのは、多分サイレントタイムという意味で、例えば1時間飛ばすのであれば、情報収集あるいは救助のために飛ばすのであれば、10分間は下ろすといったことだったんじゃないかと思うんですけど、その後、それがどういうふうに、その検討され、できたかということ私も全然知りません。

どなたか県のほうでも、何か情報をお持ちですか。多分、下敷きになった人の救助の段階だと思うんですけど。反応が聞こえないということで、非常に困ったという実例があるんだと思うんですが、多分そういうこと言われてんだと思うんですけど。

(事務局)

今、ちょっと手持ちで持ってないんですが、確か国のほうで一定そういったものを、きれいに整理したかどうかはちょっと記憶が無いんですが、まとめたものがあると思いますので。また、各委員に、資料を提供させていただきます。

(岡村会長)

はい、じゃ整理してまたよろしくお願いします。見せてください。

地震発生時、一応5番をずっとやってきましたけど、ナンバー5までやってきましたが、次6のほうに移ってよろしゅうございませうか。多分、最初のところが非常にこう重たくて、いろんな多岐に渡っていてだんだん少ないと言いますか、やることが限られてくるんですが、6に移りたいと思いますけど、応急・復旧段階。まず、揺れのほうから説明をお願いします。

(事務局)

資料の6のナンバー4という資料をご覧ください。この整理票では、揺れから身を守る

ための被災建築物あるいは被災宅地の応急危険度判定についてまとめております。

内容というところに書いていますが、対策としましては余震による二次災害から県民の命を守るために、危険度判定士によって被災をした宅地や建築物の応急危険度判定が実施をされると。判定結果については、危険度によって赤、黄、緑の三つの色に分けられますが、判定については、法的な拘束力がございません。

応急危険度判定の実施主体は、市町村となります。県では、判定士の認定や登録を行って、実際に発災したときには、市町村からの要請に基づいて他の県や国への応援要請を行うこととなります。応急危険度判定士については、市町村や都道府県からの要請によって、ボランティアという形で応急危険度判定を行うということになります。

取り組み状況や課題につきましては、整理票に記載をしておりなんですが、県内での登録者数、例えば被災宅地の危険度判定士であれば121名、被災建築物の応急危険度判定士であれば464名が現在の登録者数です。県内でのこの登録者数を増やすということも必要ですが、実際に地震が起こった場合には、こうした方も被災に遭われるということもございまして、震災時には県内の判定士だけでは、不足することが想定をされますので、県外からの応援が必要となってきます。そのための仕組みづくりについては、国あるいは全国組織が設けられてますんで、その下で進められておりますが、併せて県内で受け入れるための体制づくりというものも整える必要がございまして。

また、県民の方が応急危険度判定の制度を知らない場合には、応急危険度判定と罹災の証明判定、これを混同されたりとか、あるいは判定結果に従わなかったりといったトラブルが発生することも予想されるため、事前の周知といったものが必要になってきます。

このテーマに関連する施策は以上です。

(青木副会長)

初歩的な質問です。危険度判定士とか宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士とは、これはどういう資格なんですか。これは、養成機関だとか具体的にはどういう人が取っているのかということが全く分からないから、これを増やしていくっていうのは、どれくらい増やすことが目標なのですか。それには、どういう手だてを公的にはするのですか。これは本人がボランティアでやるものなのか、ほとんど知らないで公的なものがそれは関与するのであれば、どういう意味で、高知県から見れば、南海地震条例ということで何名くらい用意しておくことが望ましいということで、そのために条例などで盛り込むべきことなのかどうかということをお聞かせください。

(事務局)

例えば、建築物の応急危険度判定士なんですが、建築技術者が対象になります。実際に各都道府県のほうで、講習会を実施して登録認定を行うという形になっています。

(青木副会長)

県へ登録をする。

(事務局)

各都道府県が登録をするということになっています。例えば、高知県で南海地震が起こ

って、応急危険度判定士が足りないといった場合には、例えば国、主には国土交通省のほうになるんですが、国土交通省のほうに要請をするとか、あるいはその全国組織がござい
ますので、全国組織に要請をする。そこで調整をして高知県に派遣をしていただくという
ことになります。

ただ、当然来ていただいた後の受け入れ態勢っていうのが非常に重要になってきますの
で、そこはしっかりやってくる必要があります。

資料にも記載をさしていただいているところで、取り組み状況っていうところに記載を
させていただいておりますが、新潟の中越地震では宅地については、延べ 296 人の判定士
によって 3,759 件の調査をされたと。建築物については、延べ 3,821 人の建築士によって、
3万6,143 棟の建物の応急危険度判定が実施されたというふうなことで。新潟の場合には、
被災が限定されておりますので、高知県の場合にはもっと広域ということで、この軒数が
増えてくるとは思います。県内での養成っていうのも必要ですが、県内でもそういった形
で養成をして登録をしていますので、国あるいは全国組織を通じて要請をする、受け入れ
をするといったことが重要になってまいります。

(岡村会長)

現在、市町村、県も関与して、県がメインにやっておられるんですけども、耐震診断士、
要するに 1 級建築士プラス県の耐震診断の講習を受けた方。

(青木副会長)

資格がある？

(岡村会長)

あるわけですよね。建築士の資格がないといけないわけでしょう。それプラス、多分、
その方たちがこの作業もしていただけるってことですよね。

(青木副会長)

建築士？

(事務局)

建築技術者。

(岡村会長)

1 級なのか 2 級なのか私は知らないですけど、それは 2 級までは。

(事務局)

手元に資料がございました。応急危険度判定士になるにはっていうことで、所定の有資
格者 1 級、2 級の建築資格の所有者などが、講習に参加をして認定を受ける必要があると
いうふうになっております。

(岡村会長)

要は、耐震診断士と同じ考え方ですね。だから今の県が登録されてきた、制度としてやってこられたことは、そのまま使える。それをどうやって増やすかという問題ですね。

(土居委員)

県外から呼ぶという考え方、これがいいかどうかですけれども、ほとんど無理でしょうと私たちはつかまえています。私たち今、水難救助の救助員、ライフセーバーの養成をしていますけども、今日もマスコミの話しましたが、各市町村に50名くらいライフセーバーがいれば、水難で死ぬなんてことはありませんよって話をしたんです。私たちは中越へ実際に入りまして、その赤札、黄札、緑札が貼られる過程をずっと見てきたんですけども、やはり、赤札は入っちゃいけないけども入っているんです。入って行ってそこで作業している。それを止めるその法的なものがあるのかどうかということなんです。一応、赤紙張られては危険ですよということになっているんですが、そこでの出入りは、自由にある程度してるんですね。そここのところどこまで規定をするのか、県条例で規定をするのかというようなことも非常に大事な部分だと思います。そんなことを考えたら、はっきりしたしっかりしたものをつくらなきゃいけない。

それと同時に、余震が2日目、3日目、4日目という形の中できてるんですよ。そういう中で自由に入れるってことになってくると、そこも余震でつぶれてしまうってということもありますので、やはり相当大きなウエートを占める。早く、判定ができる体制をつくる必要があるだろうというに考えます。

(岡村会長)

二次災害を防ぐということで、法的拘束力はないということなんで、これを条例としてどう扱うかということになるんですけど。

次の南海地震は直下型と違って非常に余震の期間が長いんですね。確実に劇的に減ってはいくんですけど、とにかく最初の1週間は絶えず5分とか10分に1回ぐらいガタガタガタやられる、1カ月たっても1時間に1回ぐらいは余震が来る。安政の場合は3年続いたという記録が3カ所ありますんで、これは地震が大きいだけに、余震の期間も相当長くなると、直下型地震とは全然違うということを考えておかなければならないので、今までの先例があまり役に立たないのかもしれないし、あるいは役に立ってそれが長期化するということなんであまり厳しくやってしまうと、一切何カ月も自分の家に着替えさえ取りに帰らないってことにもなってしまう、そこら辺のバランスが必要かなというふうには思います。条例にどこまで盛り込むかっていう、その法的拘束力を持たせると絶対に入ってはいけない、入った場合は警察の力によって排除するぞというぐらいまでやるのか、それが拘束力なんだろうんですけど。なかなか難しいんじゃないかと。

(青木副会長)

質問なんですけど、三宅島みたいなところで立入禁止という形を取るんですか。

(岡村会長)

避難勧告、やりましたですね。

(青木副会長)

避難勧告、立入禁止、避難やっている。それとこの判定士っていうのは関係するものなんですか。

(岡村会長)

いや関係ないでしょう、建物だけですからね、建物だけです。

(土居委員)

それによって災害の保険の金額が変わってくる。そういう意味で非常に大事な部分です。

(事務局)

そもそもその札自体に法的拘束力は何もありません。一応そういうことを明示するのを張るといって、この判定士の設置根拠は高知県被災建築物応急危険度判定士登録要領です。こういうふうに応急危険の判定士を養成しますよという県や市町村の計画はあるんですけども、条例・規則による登録制度ではなくて、要領に基づいてやっている、またこの制度についてそういう技能を蓄積された人についてはボランティアでやるということなので、またその方たちが判定したものを貼っていったその紙自体にも何の強制力もないわけです。自分で判断して入れるかどうか皆さん分かりませんので、その判断の目安にしていくと。全倒壊の場合は入れないことは分かってるんで、一部損壊されている方が、入って行ってまた余震で全壊されるというところが。

対象となる戸数というのは全壊したところよりもむしろ一部損壊されている方が対象戸数はそれになってくるとは思います。

もう1点、ちょっと事務局のほうから説明させていただいていいですか。先ほど応急危険の判定とそれから保険の関係の証明の話があったと思うんですが、応急危険度判定の制度と保険のもとになる罹災証明の判定というのは全く違います。応急危険度判定というのは、例えば上から瓦がずれてきていると、落下をしてくるということで非常に危険だということで、例えば立入禁止を求める赤色を張る場合がございます。そういった建物というのは実際には建物自体の被害っていうのはそれほど大きくないので、罹災証明判定の中では被害なしといった判定がなされるケースがございます。

阪神・淡路にしても非常に混乱をしたのは応急危険度判定で赤色を危険だというふうに判定をされたものが実際に罹災証明の判定の中では被害なしというふうな判定をされたというふうなことで住民の方もそういった制度が十分認識をされてない中で違いが出たということに対して非常にトラブルが発生をしたというケースがございます。

(青木副会長)

副会長で質問ばかりで申し訳ないですけど。今ので言うと要するに判定士の位置付けがよく分からないんですが、要するに被災を受けていて、これは県が例えばある地域は今の一部損壊だからということで全戸に県が派遣するんですか。被災を受けた側が、見てくださって言って見てもらうもんなんですか。条例との仕組みの関係で言えばこれは県が公助という形で、ある地域がこうだから判定士入れましょうということで認定する仕組みなんですか。これ意外と条例化するときだとかでは大きな問題なるので。ここで論議すること

の意味ですね。

(多賀谷委員)

この制度は、もともと危ないかどうかを皆さん方で分からないだろうから、専門家が見てあげますよと、それでランク付けをした上で、こういうふうにはランク付けしましたからそれでも入りたい人はどうぞお入りくださいと、責任は持ちませんよとそういうものだと思うんです。だからそういう判定する人たちも皆ボランティアなんですよね。それで責任を取れと、それで中に入ってつぶれてきた、物が落ちてきてけがをしたと、それで責任を取れという話にはならないと思うんですよ。そういう性格のもんだと思うんですね、今までののは、少なくとも阪神・淡路もそうだし中越地震もそういうやり方をしてるんですよね。だから罹災証明とは全く違う別物なんです。そういう認識でよろしいんじゃないですかね。あとは先ほどの資格の問題としては、1級建築士、2級建築士だというふうに伺ってます。ただ基礎のほうの地盤の判定士ほうはまた別の資格者だと思いますよ。そういうことじゃないでしょうかね。

(岡村会長)

先ほどの資料にもありますけど罹災証明と実際、混同されることがあると書いてありますけれど。

(土居委員)

今ボランティアといえどもその笛を吹いたら必ず責任を問われる時代に入っているんですね。このところはボランティアといっても、方向性を示した以上はその責任は問われる可能性は十分あると思います。そういう意味でこれからの位置付けをどうするかということは大変だと思いますね。

(岡村会長)

今のところですが、ちょっともう所定の時間を5分ほどオーバーしたんですけど、時間的には皆さんいかがですか。もうちょっとよろしゅうございますか。もうこちら辺でやめますか。目標は10項目だったんですけど、ちょっと最初のところでかなり混乱させたので申し訳ございません。どこか切りのいいところまでいきますかね。

(事務局)

最後にシンポジウムの関係の議題が。

(岡村会長)

ここで一応、終わって。これまた今後続きますのでよろしく願いいたします。もう少し整理をしておきます。

(青木副会長)

今の判定士については公助ないし公的に入ってくと、公的なものの責任問題がかなり絡むので、整理をして行政の職務の範囲なのかどうかという、ここは条例としての範囲に書

き込んだりすると、なかなかこれはややこしい問題を持っているなと思っています。

(岡村会長)

二次被害を受けたときの責任の問題、取り方っていかそこら辺が直、かかってくるといことですね。もう一度このところを整理して、次回に持ち越させていただきます。

(青木副会長)

条例化するときにはまた検討しましょう。

(岡村会長)

よろしいですか。ちょっと中途半端になりましたけど、今日は時間になりましたのでここまでで一応終わりたいと思います。

シンポジウムの開催について11月26日に考えておられますけれども、このことについてアナウンスをお願いいたします。

(事務局)

それではウの議題に入りますが、シンポジウムの開催についてということで、資料の7をご覧ください。

11月27日に開催を予定していますシンポジウムにつきまして現段階で大まかなたたき台のほうを作成しましたのでご説明をさせていただきます。

趣旨のところに書いてありますが、趣旨としましては条例制定の趣旨や検討している条例の内容についてお知らせをし、条例づくりに向けた機運の醸成や防災意識の高揚を図るとともに高知県にふさわしい条例の在り方を検討するためシンポジウムを開催するとしております。時間については休憩時間を含めて3時間を考えております。

内容としましては2部構成を考えており、第1部では基調講演を50分程度シンポジウムの中に組み込んでどうかと考えております。講演の内容は参加者に来る南海地震に備えるために過去の震災における被害や被災生活などを知っていただいたり、地震から命や生活を守る知恵や手段を学んでいただいたり、あるいは自助、共助、公助の役割を考えていただいたりして、南海地震条例を考えるきっかけにしていいただければと考えております。

こうした内容をお話しできる講師としては、候補ということなんですが防災心理学を専門とされている方がよいのではないかとこのように考えております。京都大学の防災研究所の巨大災害研究センター長の林春男先生が適任ではないかと考えておりますが、今の段階ではまだ全然お話ししてないです。もしそういった方向で構わないということであればお願いもしていきたいと考えています。すいません、防災心理学ではなく防災社会学の間違いです。防災社会学の専門をされているということです。第2部のパネルディスカッションについては110分を予定しています。パネリストについては検討会の委員の方、自主防災組織のリーダー、講演者などを予定しています。まず、検討会の会長のほうから条例制定の趣旨や検討経過、条例の目的などを報告し、高知NPOのほうからはワークショップの報告を行った後にパネルディスカッションを行います。パネルディスカッションでは条例に盛り込む課題を幾つか設定して、パネラーで議論をするとともに会場からご意見もいただきたいというふうに考えています。最後に南海地震条例に期待することを議論して

締めくくってはどうかというふうに考えています。この条例に盛り込む課題については、今日からテーマについて具体的に議論をし始めましたので今後の議論の中で非常に論点になりそうな課題を幾つか抽出して、その課題についてパネルディスカッションで議論をしてはどうかというふうに今のところ考えております。

総合の司会については会場から意見をうまく引き出したり、なごやかな雰囲気づくりをしていくことがやはり条例づくりのシンポジウムでは必要だというふうに考えております。詳細については順次、詰めていきますが、講師あるいは司会の方には早くあたらないければいけませんので、ご説明をさせていただいた内容で進めさせていただいてよろしいのかどうかのご意見をいただければと思います。事務局の説明は以上です。

(岡村会長)

今日じゃなくてもまだいい話ですね。意見がございましたらぜひ今、お気付きの点ございましたら出していただきたいと思っております。

(半田委員)

司会者と講演者に交渉するために、今日決定しないといけないということですよ。

(岡村会長)

そういうことですか。はい分かりました。今のご提案ですが、そういう線で進めさせていただいてよろしいでしょうか。ほかに何かご意見がございましたらお願いいたします。

(青木副会長)

パネルディスカッション、テーマ1、テーマ2、テーマ3となっていて、盛り込む課題1、2、3でちょっとどういう、対立というか意見が割れるようなところって出ていたけど、かえってあまり出てこないんじゃない、出てこないというよりはかえってこういうもの盛り込んでほしいという方向にいくので、あまり対立的にならないんじゃないかなと思います。

条例の対策としてはどうかっていうのでいくと出てくるけど、条例に盛り込む課題であまり意見が割れないほうがいいんじゃないかなという感じがします。課題が反対・賛成みたいに出てくるというようにはしないほうがいいんじゃないかなという思いがあります。

条例をつくっていくときには、やっぱり技術的なブレーキをかけることが多分、多くなってくると思うんで、というのが僕のちょっと先読みかもしれないけど、予感というか感じます。

(事務局)

今日からまさしく議論を始めましたので、ここのイメージ、南海地震条例に盛り込む課題をどんな形でテーマ設定をしていくのかというのは、これからテーマの議論を進める中でどういったものを定めたいのかというのを検討していただければと思います。

意見が対立するっていったものにならないかもしれませんが、ちょっとそこはこれからする中で考えていきたいというふうに思っています。

(岡村会長)

じゃよろしく検討をお願いいたします。日程のほうですか、はい。

(事務局)

一番最後、資料 8 という式次第、最後のページです。今日、本日 3 回目でしたが次回は第 4 回目です。8 月 21 日の月曜日、午後 1 時半から午後 5 時まで、本日と同じような時間帯になっていますが、皆さんよろしければこれで場所等の段取りをさせていただきたいと思います。前回のご予定では最も多くの委員が参加できる日を選ばせていただきます。

それから第 6 回目については、また事務局の都合で申し訳ありませんが 10 月 24 日の午後を充てていましたが県の行事がありまして、午前中の 9 時半から 11 時 50 分までというふうに時間を変更させていただきましたが、これでよければ皆さんのスケジュール等をもう一度ご確認いただいて、この運びでいきたいと思います。いかがでしょうか。

(岡村会長)

今の予定でいかがでございましょうか。4 回と 5 回の時間とご都合、困ったことはございませんでしょうか。4 回が 8 月 21 日、月曜日、5 回が 9 月の 12 日の火曜日なんです。6 回が時間を変更して、10 月 24 日の午前です。

はい、ご異論ないようでございますので、よろしく願いをいたします。大変、時間が短いように思います。実はもう一月たったのかっていうのが正直なところでございます。それでは、いろいろご議論いただきましたけれども、これで第 3 回の検討会を終了いたしたいと思います。どうも皆さんありがとうございました。